

令和 4 年 2 月 14 日
建設常任委員会資料

道路管理瑕疵事故にかかる和解及び損害賠償の額を定めることの 委任専決処分について

1 委任専決事項

道路事業地内で発生した交通事故の管理瑕疵による損害賠償について和解し、その額を定めること。

2 委任専決月日

令和 3 年 12 月 22 日（水）

3 損害賠償額

2, 101, 622 円

4 交通事故の概要

(1) 発生日時

令和 2 年 4 月 15 日（水）午後 10 時 30 分ころ

(2) 発生場所

加古川市志方町投松地先

(3) 当事者（年齢等は当時のもの）

ア 相手方

29 歳 女性

(4) 発生状況

主要地方道高砂北条線の投松交差点において、南西角の事業予定地内から交差点北側へ横断しようとした際、事業予定地と横断歩道の間にある水路へ転落し右足を負傷。事業予定地には、立ち入り禁止措置を講じておらず、水路手前に設置していた簡易的な横断防止ロープも垂れ下がっていた。

また、付近には街灯がなく、店舗等の明かりも消えていたこと、事故当事者は現場を熟知していなかったことから、水路の存在を認識することは困難であった。

令和4年2月14日
建設常任委員会資料公募型一般競争入札による工事請負契約締結結果（契約予定金額2.5億円以上5億円未満）
（令和3年11月～令和4年1月契約締結分）

1 工事名 尼崎西宮芦屋港海岸 鳴尾浜地区東護岸改修工事（その2）

1 予定価格	308,110,000円（税込）
2 失格基準価格	256,850,000円（税込）
3 契約金額（落札率）	277,420,000円（税込）（90.0%）
4 契約の相手方	神戸市中央区港島南町三丁目3番地の2 株式会社森長組関西支店 取締役支店長 杉田 健一
5 契約締結日	令和3年11月17日
6 工事の概要	(1) 施工場所 西宮市鳴尾浜 (2) 工事内容 堤体コンクリート工 1,331 m ³ 消波ブロック(5t)据付工 894個 消波ブロック(4t)据付工 1,136個 施工延長 383.2m (3) 工期 令和3年11月17日～令和4年3月25日
7 入札の状況	(1) 入札参加者数 7者（ほか辞退等14者） (2) 最低入札金額 277,420,000円（税込） (3) 最高入札金額 279,400,000円（税込）

2 工事名 尼崎西宮芦屋港海岸 丸島地区西護岸改修工事（その1）

1 予定価格	336,380,000円（税込）
2 失格基準価格	285,450,000円（税込）
3 契約金額（落札率）	306,020,000円（税込）（91.0%）
4 契約の相手方	丹波市氷上町日比宇21番地 株式会社ウエダ建設 代表取締役 上田 輝義
5 契約締結日	令和3年12月23日
6 工事の概要	(1) 施工場所 尼崎市平左衛門町 (2) 工事内容 堤体コンクリート工 3,810.0 m ³ 施工延長 330.3m (3) 工期 令和3年12月24日～令和4年3月25日
7 入札の状況	(1) 入札参加者数 16者（ほか辞退等12者） (2) 最低入札金額 306,020,000円（税込） (3) 最高入札金額 327,800,000円（税込）

3 工事名 尼崎西宮芦屋港海岸 丸島地区西護岸改修工事（その2）

1 予定価格	324,060,000円（税込）
2 失格基準価格	275,000,000円（税込）
3 契約金額（落札率）	294,910,000円（税込）（91.0%）
4 契約の相手方	高砂市中筋一丁目6番17号 松陽建設株式会社 代表取締役 松本 一孝
5 契約締結日	令和3年12月27日
6 工事の概要	(1) 施工場所 尼崎市平左衛門町 (2) 工事内容 堤体コンクリート工 3,439.0 m ³ 施工延長 360.0m (3) 工期 令和3年12月28日～令和4年3月25日
7 入札の状況	(1) 入札参加者数 15者（ほか辞退等13者） (2) 最低入札金額 294,910,000円（税込） (3) 最高入札金額 325,600,000円（税込）

4 工事名 (砂) 六甲山系グリーンベルト武庫川ブロック 紅葉ガ丘地区山腹斜面崩壊防止工事

1 予定価格	404,470,000円(税込)
2 失格基準価格	343,860,000円(税込)
3 契約金額(落札率)	366,960,000円(税込) (90.7%)
4 契約の相手方	朝来市和田山町加都87番地の3 株式会社アース建設 代表取締役 松本 政信
5 契約締結日	令和3年11月26日
6 工事の概要	(1) 施工場所 宝塚市伊子志 (2) 工事内容 延長(L) = 212.0m 待受式崩壊土砂防止柵 212.0m 吹付砕工 990.0m 鉄筋挿入工 488.0m ロープ伏工 1.0式 ロープ掛工 1.0箇所 (3) 工期 令和4年1月11日～令和4年3月31日
7 入札の状況	(1) 入札参加者数 15者(ほか辞退等7者) (2) 最低入札金額 366,960,000円(税込) (3) 最高入札金額 403,700,000円(税込)

5 工事名 姫路港 飾磨 セメント配管設置工事その4

1 予定価格	265,100,000円(税込)
2 失格基準価格	221,870,000円(税込)
3 契約金額(落札率)	236,720,000円(税込) (89.3%)
4 契約の相手方	丹波篠山市八上内甲407番地-1 中兵庫建設株式会社 代表取締役 宮城 和幸
5 契約締結日	令和3年12月15日
6 工事の概要	(1) 施工場所 姫路市飾磨区細江 (2) 工事内容 プレキャストボックスカルバート工 81.0m セメント配管設置工 306.0m セメント配管等詳細設計 1.0式 (3) 工期 令和4年1月31日～令和4年12月28日
7 入札の状況	(1) 入札参加者数 9者(ほか辞退等2者) (2) 最低入札金額 236,610,000円(税込) (3) 最高入札金額 288,200,000円(税込)

6 工事名 姫路港 飾磨港区 波除堤ブロック製作工事

1 予定価格	253,880,000円(税込)
2 失格基準価格	215,490,000円(税込)
3 契約金額(落札率)	229,570,000円(税込) (90.4%)
4 契約の相手方	赤穂郡上郡町上郡370番地 播磨土建工業株式会社 代表取締役 江見 治
5 契約締結日	令和4年1月24日
6 工事の概要	(1) 施工場所 姫路市飾磨区中島 (2) 工事内容 方塊ブロック製作 260.0個 (3) 工期 令和4年2月14日～令和4年3月25日
7 入札の状況	(1) 入札参加者数 6者(ほか辞退等1者) (2) 最低入札金額 229,570,000円(税込) (3) 最高入札金額 264,000,000円(税込)

7 工事名 (一) 岩崎市島線 前木戸橋 橋梁補修工事

1 予定価格	303,050,000円(税込)
2 失格基準価格	249,590,000円(税込)
3 契約金額(落札率)	269,720,000円(税込) (89.0%)
4 契約の相手方	丹波市氷上町日比字21番地 株式会社ウエダ建設 代表取締役 上田 輝義
5 契約締結日	令和3年12月7日
6 工事の概要	(1) 施工場所 丹波市市島町下竹田 (2) 工事内容 延長(L) = 106.00m 幅員(W) = 10.70m 現場塗装工 3,460.0 m ² 支承防錆工 20.0 基 橋面防水工 1,120.0 m ² あて板補修工 1.0 式 (3) 工期 令和3年12月8日～令和5年3月24日
7 入札の状況	(1) 入札参加者数 12者(ほか辞退等4者) (2) 最低入札金額 269,720,000円(税込) (3) 最高入札金額 270,160,000円(税込)

令和4年2月14日
建設常任委員会資料

都市計画行政・市街地整備事業について

県 土 整 備 部

目 次

第 1	都市計画行政について	
1	都市計画の概要	
(1)	都市計画区域の指定	3
(2)	主な都市計画の内容	4
2	地域特性を生かした都市計画の推進	
(1)	都市計画区域マスタープラン等の見直し	9
(2)	用途地域等の見直し支援	9
(3)	地区計画制度の活用支援	9
TOPICS	市街化調整区域における地区計画の活用事例	10
(4)	立地適正化計画の取組支援	11
TOPICS	西脇市立地適正化計画の取組事例	12
(5)	都市農地の保全・活用	13
(6)	基幹道路等の都市計画の推進	14
3	大規模小売店舗等の立地調整	
(1)	概要	16
(2)	大規模小売店舗立地法の施行	17
(3)	大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の施行	17
4	商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり	19
第 2	市街地整備事業について	
1	市街地整備事業	
(1)	市街地整備事業の基本方針	23
(2)	市街地整備事業の構成	23
2	土地区画整理	
(1)	土地区画整理事業	24
(2)	土地区画整理事業の実施状況	25
(3)	令和 3 年度事業施行地区	25
TOPICS	姫路市英賀保駅周辺地区でJR立体交差工事に着手	26
3	市街地再開発	
(1)	市街地再開発事業	27
(2)	市街地再開発事業の実施状況	28
(3)	令和 3 年度事業施行地区	29
TOPICS	神戸市内で市街地再開発事業が完成予定	29
(4)	小規模再開発支援事業	30
TOPICS	老朽化マンション建替への支援制度を創設	30
4	住環境整備	
(1)	住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）	31
(2)	街なみ環境整備事業	32
(3)	住宅地区改良事業	33
(4)	小規模住宅地区等改良事業	34
(5)	空き家対策総合支援事業	35
(6)	住環境整備事業の実施状況	36
5	都市再生関連	
(1)	都市再生整備計画に基づく事業	36
(2)	都市再生整備計画事業の実施状況	37
(3)	令和 3 年度事業施行地区	37

都市計画行政について

1 都市計画の概要

都市計画とは、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、「土地利用」、「都市施設」及び「市街地開発事業」に関する計画を総合的・一体的に定めるものである。

(1) 都市計画区域の指定

都市計画区域は、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況及び推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発及び保全する必要のある区域を指定することとされている。同区域では、都市計画法、建築基準法などによる土地利用の規制・誘導と、都市計画事業による計画的な基盤整備が図られる。

本県では20の都市計画区域を指定しており、同区域には県人口（約5,446千人（令和2年4月1日現在））の約97パーセントに当たる約5,299千人（令和2年3月31日現在）が居住している。

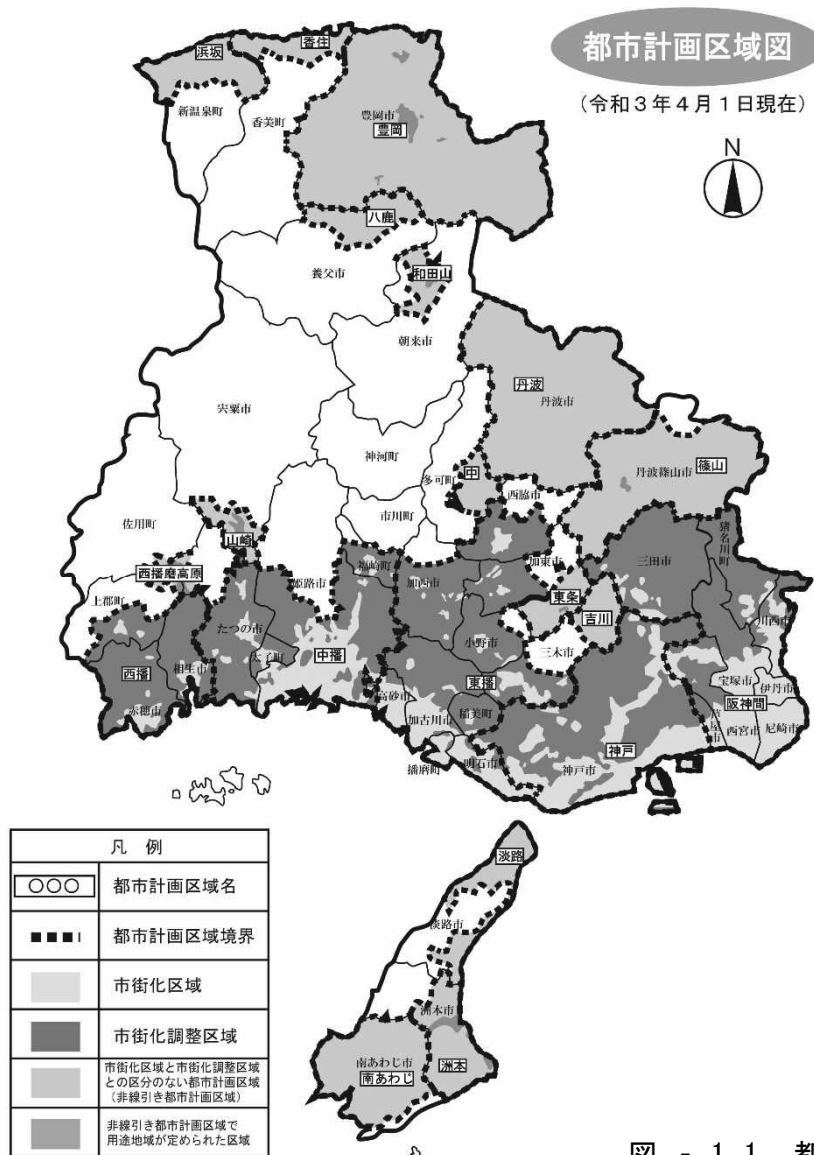


図 - 1.1 都市計画区域図

(2) 主な都市計画の内容

平成12年以降、地方分権が進んだ結果、多くの都市計画が市町決定となっており、県は広域的・根幹的なものを決定することになっている。

なお、県決定の都市計画についても、それが市町のまちづくりに大きく影響するため、市町からの申出を基に行うことを基本としている。

一方、市町決定の都市計画については、広域的観点又は県が進める広域施策との整合の観点から、市町からの協議を受け、必要な助言等を行っている。

表 - 1.1 兵庫県が決定する都市計画の種類

都市計画の種類		神戸市内	神戸市外
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針			○
区域区分			○
都市再開発方針等			○
地域地区	用途地域		
	特別用途地区		
	特定用途制限地域		
	高度地区		
	高度利用地区		
	特定街区		
	都市再生特別地区		○
	防火地域、準防火地域		
	特定防災街区整備地区		
	景観地区		
	風致地区(面積10ha以上で2以上の市町にわたるもの)		○
	駐車場整備地区		
	臨港地区(国際戦略港湾・国際拠点港湾・重要港湾)		○
	特別緑地保全地区(面積10ha以上で2以上の市町にわたるもの)		○
	〃 (近郊緑地特別保全地区)		○
流通業務地区		○	
生産緑地地区			
伝統的建造物群保存地区			
被災市街地復興推進地域			
都市施設	道路(一般国道・県道・自動車専用道路)		○
	都市高速鉄道		○
	駐車場		
	空港(大阪国際空港、神戸空港)	○	○
	空港(但馬空港)		
	公園・緑地・広場・墓園(面積10ha以上で国が設置するもの)	○	○
	〃 (面積10ha以上で県が設置するもの)		○
	下水道(流域下水道及び排水区域が2以上の市町の公共下水道)	○	○
	汚物処理場・ごみ焼却場(産業廃棄物処理施設)		○
	地域冷暖房施設		
	河川(一級河川)	○	○
	河川(二級河川)、運河		○
	病院・保育所等		
	市場・と畜場・火葬場		
	一団地の住宅施設		
流通業務団地		○	
防風・防火・防水・防雪及び防砂の施設			
市街地開発事業	土地区画整理事業(面積50ha超で国・県が施行するもの)		○
	新住宅市街地開発事業		○
	工業団地造成事業		○
	市街地再開発事業(面積3ha超で国・県が施行するもの)		○
	住宅街区整備事業(面積20ha超で国・県が施行するもの)		○
防災街区整備事業(面積3ha超で国・県が施行するもの)		○	
地区計画等	地区計画		
	防災街区整備地区計画		
	沿道地区計画		
	集落地区計画		

ア 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）は、都市の発展の動向や人口・産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、中長期的視点に立った都市の将来像及びその実現に向けた広域的・根幹的な都市計画の方向性を示すものであり、都市計画区域について県及び市町が定める都市計画は、これに即したものでなければならない。

また、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」（市町マスタープラン）及び都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」については、これに即して定めることとされている。

本県では、広域的な圏域として7地域（神戸（平成27年度から神戸市が策定）、阪神、東播磨、西播磨、丹波、但馬、淡路）に区分し、地域内の複数の都市計画区域をまとめた一体のマスタープランとして策定している。

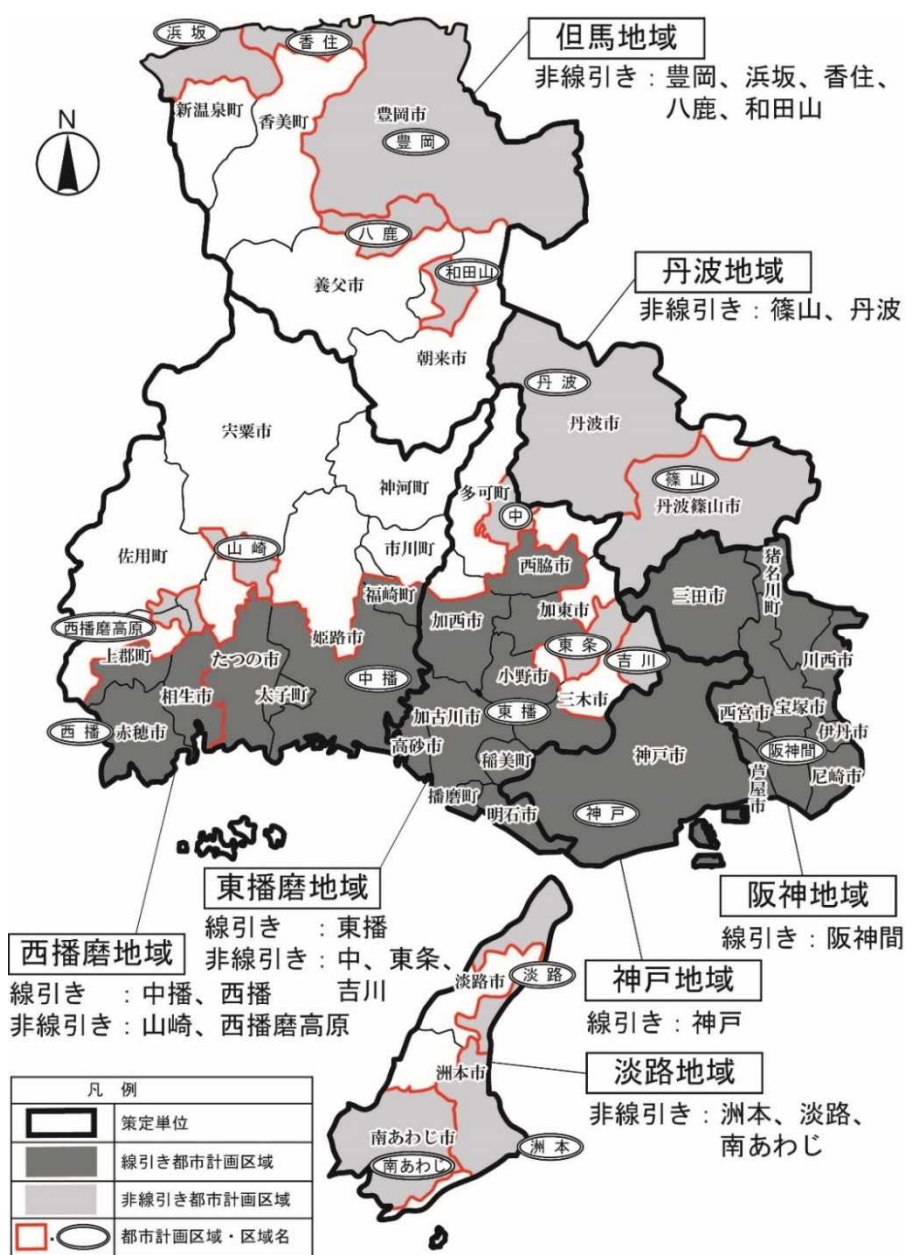


図 - 1.2 都市計画区域マスタープランの策定単位

都市計画区域マスタープランでは、持続可能な都市構造として、大都市、地方都市、中山間地域等が産業、医療・福祉、商業等の諸機能において役割分担し、相互に連携することにより、これらの機能が身近なところに集積し、又は公共交通により容易にアクセスできるなど誰もが安心して暮らすことのできる環境が整備され、各地域が活力を持って自立できる都市構造を目指す「地域連携型都市構造」の実現を図ることとしている。

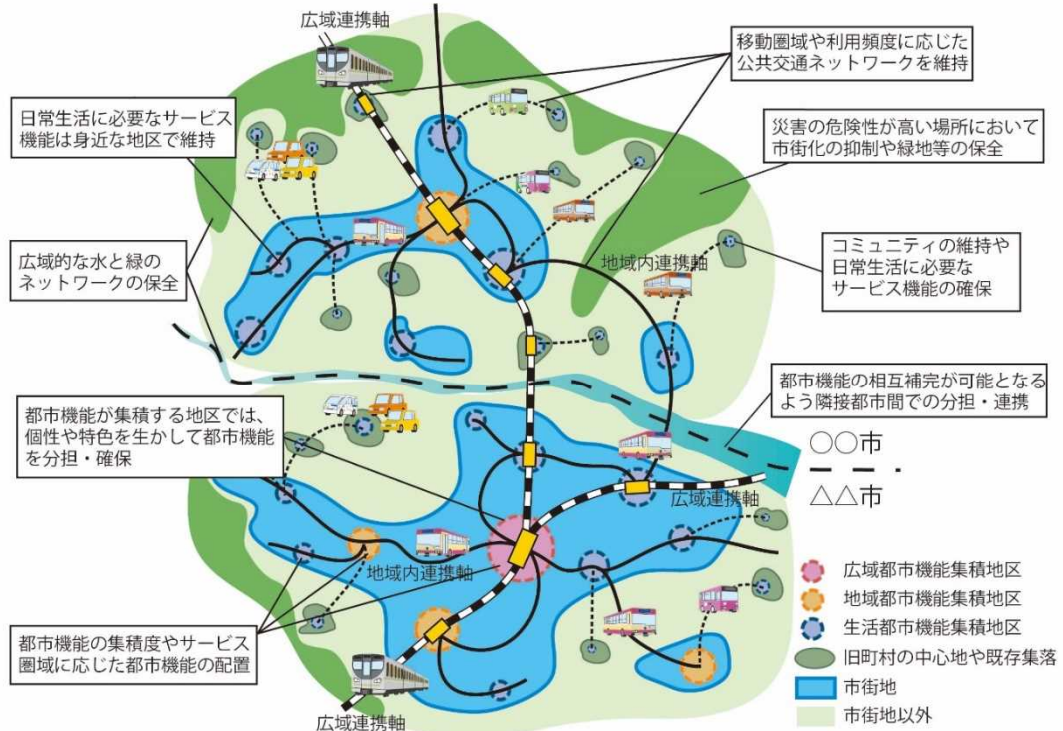


図 - 1.3 地域連携型都市構造のイメージ

イ 区域区分

区域区分（線引き）は、都市計画区域において、無秩序な市街化を抑制し、計画的にまちづくりを進めるために、市街化区域と市街化調整区域との区分を定めるものである。

市街化区域	既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域

< 県内の区域区分の指定状況（令和 3 年 12 月末現在） >

- ・ 線引き都市計画区域 5 区域 20 市 6 町（266,730ha：県土の約 32%）
- ・ 非線引き都市計画区域※ 15 区域 12 市 5 町（250,634ha：県土の約 30%）

※ 区域区分が定められていない都市計画区域

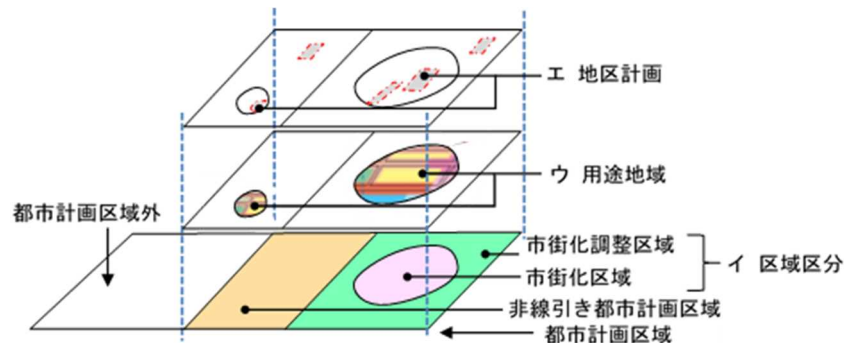


図 - 1.4 土地利用の規制・誘導

ウ 用途地域

用途地域は、都市における住居、商業、工業などの適正配置による機能的な都市活動の確保を目的として、建築物の用途、容積率、建蔽率、高さなどを規制・誘導している。

表 - 1.2 用途地域の種類と建築用途の制限

用途地域の種類 建築用途		第一種低層住居専用地域	第二種低層住居専用地域	第一種中高層住居専用地域	第二種中高層住居専用地域	第一種住居地域	第二種住居地域	準住居地域	田園住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	工業地域	工業専用地域
		住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
兼用住宅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
店舗等	×	△	△	△	△	△	△	△	△	○	○	○	△	△
事務所等	×	×	×	△	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○
ホテル・旅館	×	×	×	×	△	○	○	○	×	○	○	○	×	×
パチンコ屋、馬券発売所	×	×	×	×	×	△	△	△	×	○	○	○	△	×
映画館、劇場、ナイトクラブ	×	×	×	×	×	×	△	△	×	○	○	○	×	×
幼稚園、小中高等学校	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×
大学、高等専門学校	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×
病院	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	×	×
診療所、公衆浴場、保育所	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
老人ホーム	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×
倉庫業を営む倉庫	×	×	×	×	×	×	×	○	×	○	○	○	○	○
畜舎	×	×	×	×	△	○	○	○	×	○	○	○	○	○
工場	危険性等が非常に少ない	×	×	×	×	△	△	△	△	△	△	○	○	○
	危険性等が少ない	×	×	×	×	×	×	×	×	△	△	○	○	○
	危険性等が大きい	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○
貯蔵施設	量が非常に少ない	×	×	×	△	△	○	○	×	○	○	○	○	○
	が少ない	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○	○	○	○
	が多い	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	○	○

○：建築可能、△：面積、階数、用途、貯蔵量等に制限あり、×：建築不可

エ 地区計画

地区計画は、建築物の形態、用途、敷地等に関する制限や道路、公園等の配置について、地区の特性に応じてきめ細かく定めることにより、建築や開発行為を規制・誘導するものである。

この制度の活用により、住宅地における良好な住環境の保全・形成や、都心部における魅力的な商業・業務空間の形成、市街化調整区域における地域活力の維持・向上など、計画的なまちづくりを進めている。

表 - 1.3 地区計画の決定状況（令和3年12月末現在）

区 分	決定地区数	地区面積(ha)
地区計画	438 (29 市町)	12,526.9
防災街区整備地区計画	6 (神戸市、尼崎市)	79.2
沿道地区計画	5 (尼崎市)	19.0
集落地区計画	4 (三田市、姫路市、加古川市)	117.2
合 計	453 (29 市町)	12,742.3

◆地区施設の配置及び規模

道路、公園、緑地、広場等の配置

◆建築物に関すること

- a. 建築物等の用途の制限
- b. 容積率の最高・最低限度
- c. 建蔽率の最高限度
- d. 敷地面積・建築面積の最低限度
- e. 壁面の位置の制限
- f. 壁面後退区域における工作物の設置の制限
- g. 建築物の高さの最高・最低限度
- h. 建築物の緑化率の最低限度
- i. 建築物等の形態又は意匠の制限
- j. 垣又はさくの構造の制限

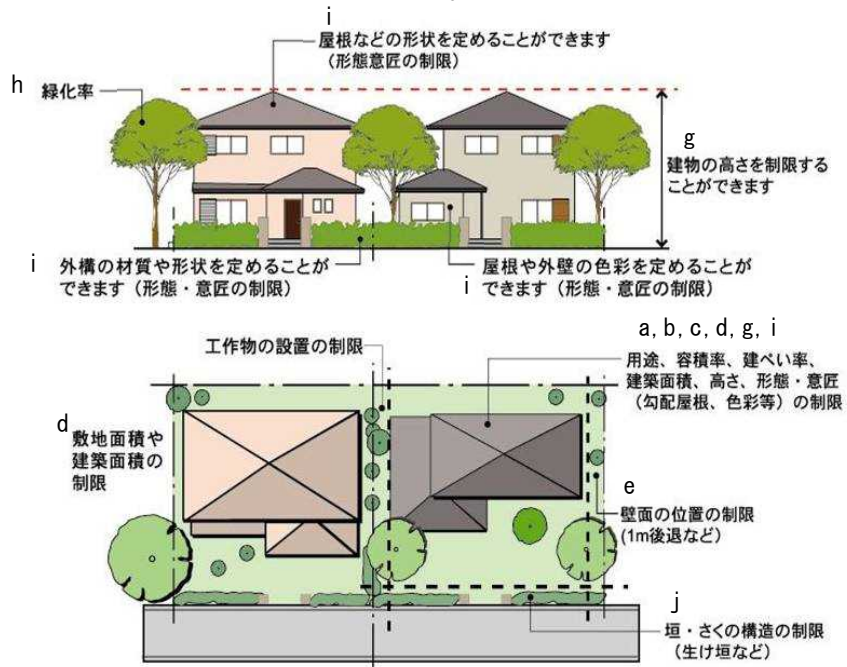


図 - 1.5 地区計画のイメージ

2 地域特性を生かした都市計画の推進

人口減少・超高齢社会の進行など社会経済情勢等の変化に的確に対応し、地域の実情に応じた持続可能なまちづくりの実現を図るための都市計画を推進する。

(1) 都市計画区域マスタープラン等の見直し

本県では、都市計画区域マスタープランをおおむね10年ごとに全面見直し、その間の5年ごとに中間見直しを行っている。

令和7年度に予定する全面見直しに当たっては、「ひょうごビジョン2050」（令和4年3月策定予定）や「まちづくり基本方針」（令和4年3月改定予定）等の上位計画を基本としつつ、市街化調整区域の存廃や頻発化・激甚化する災害に備えた土地利用等の都市計画に関する新たな課題について調査検討するため、都市計画審議会に専門委員会を設置する。

(2) 用途地域等の見直し支援

用途地域は市町が定める都市計画であるが、都市計画区域マスタープランとの整合を図るため、定期的な見直しを支援している。

県では、見直しに当たって留意すべき事項や基本的な考え方を示した「見直し基本方針」を策定するとともに、都市計画基礎調査で収集している土地利用現況データの分析結果等を提供している。現在、姫路市、尼崎市、明石市、洲本市、川西市等14市において、令和4年度末を目途に変更作業が進められている。

(3) 地区計画制度の活用支援

本県の地区計画の策定面積は全国第3位、西日本*第1位である。また、市街化調整区域での策定面積も全国第4位、西日本第2位である（令和2年3月末現在）。地区計画の大半は市街化区域で策定されているが、市街化調整区域においても地域の実情に応じて柔軟かつ効果的に活用できるよう、「市街化調整区域における地区計画のガイドライン」を作成し、市街化調整区域における市町の計画的なまちづくりを積極的に支援している。

※ 三重県を除く近畿以西

<市街化調整区域の地区計画策定状況（令和3年12月末現在）>

14市町 50地区 551.7ha（神戸市、芦屋市、宝塚市、川西市、猪名川町、加古川市、高砂市、稲美町、小野市、加西市、西脇市、加東市、姫路市、たつの市）

【TOPICS】市街化調整区域における地区計画の活用事例

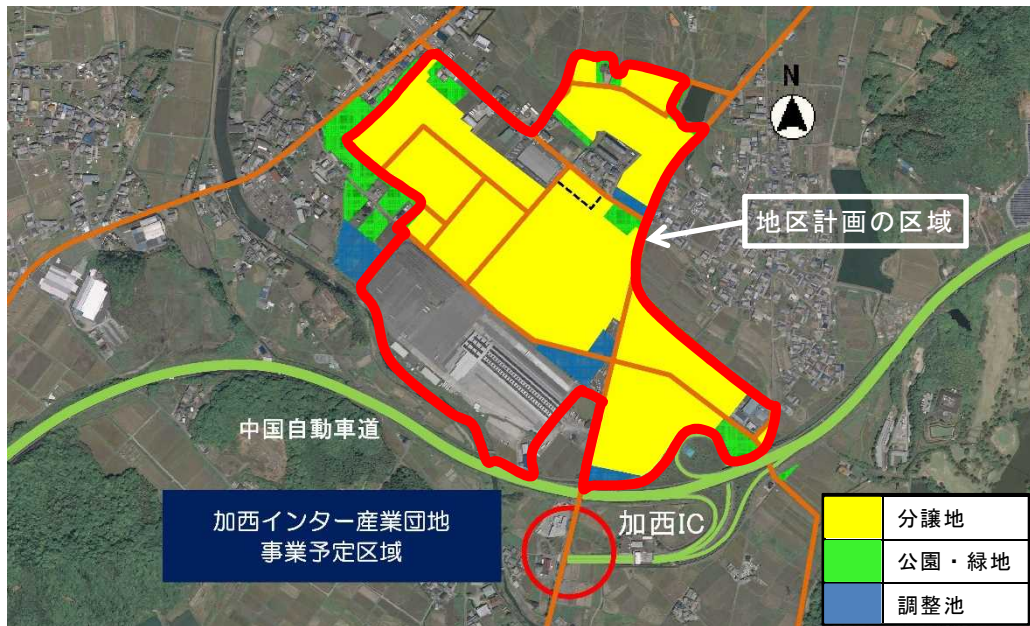
1 加西インター産業団地地区

(平成31年3月決定、加西市越水町・殿原町・中富町、約48.0ha)

地域経済のさらなる発展と産業用地の内陸需要に応えるため、中国自動車道加西 I.C. 周辺における産業団地の整備が進められている。

整備に当たっては、加西市が民間事業者（ジオプランナーズ(株)、タカセ不動産(株)）と連携協定を締結し、用地取得、開発事業、企業誘致・分譲を進めている。販売区画約32haのうち、約10.5ha（4区画）に進出事業者が決定している。

また、加西 I.C. 南側において第2期事業が検討されている。



決定している進出事業者

加西市提供資料

2 加西市鶉野飛行場跡地地域資源活用地区

(平成 29 年 3 月決定、加西市鶉野町・上宮木町、約 8.9ha)

第 2 次世界大戦時の姫路海軍航空隊鶉野飛行場の跡地を活用して、飛行場の歴史や模型の展示等を行う地域活性化拠点施設(令和 4 年 3 月完成予定)等の整備を進めている。実物大飛行機模型を展示した令和元年度以降、毎年 2 万人以上の来場者があり、加西市の観光振興に貢献している。

また、加西市地域防災計画に基づき広域避難場所に指定し、物資備蓄基地、仮設住宅建設用地として位置付け、防災備蓄倉庫、マンホールトイレ及び貯水槽を整備している(平成 31 年 1 月完成)。



地域活性化拠点施設のイメージ



防災拠点施設

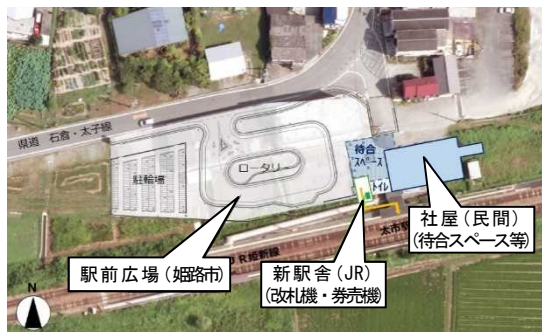
加西市提供資料

3 太市駅周辺地区

(令和 2 年 11 月変更、姫路市相野・西脇、約 1.4ha)

JR 姫新線太市駅では、駅舎の建替え工事(令和 3 年 3 月完成)を契機に、地元の関西陸運(株)が地域貢献の一環として、駅舎跡地に待合スペースなどの駅舎機能も備えた本社屋を移転(令和 3 年 10 月完成)し、カフェレストランなども整備した。

令和 4 年春には姫路市による駅前広場の整備が完成する予定である。



駅舎機能の一部を備えた関西陸運(株)本社屋

姫路市提供資料

(4) 立地適正化計画の取組支援

都市再生特別措置法の規定により、医療・福祉・商業などのサービス機能や地域活力の維持に向け、市町は市町都市計画マスタープランの一部となる「立地適正化計画」を作成することができる。

立地適正化計画は、都市計画法を中心とした従来の土地利用の計画に加え、居住機能や都市機能の誘導によりコンパクトシティの形成に向けた取組を推進するものである。また、頻発・激甚化する自然災害に対応するため、土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンについて居住を誘導する区域から除外することや、防災対策等を盛り込んだ防災指針の記載も規定された。

県内では、尼崎市、たつの市、福崎町、朝来市、姫路市、太子町、西脇市、西宮市、神戸市、高砂市で作成済み(令和 3 年 12 月末現在)の他、現在、宝塚市、明石市、加古川市、赤穂市で作成に向けた検討を進めている。県では、作成を予定する市町や周辺市町を含めた情報交換の場の設定などにより、市町の取組を支援している。

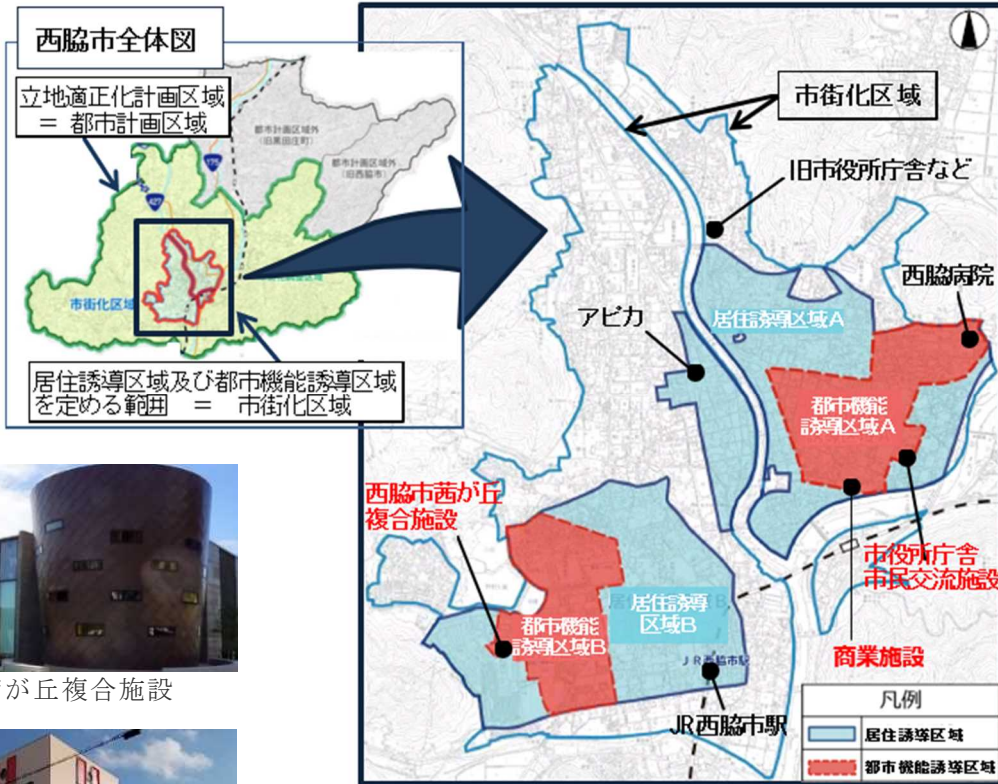
【TOPICS】西脇市立地適正化計画の取組事例

【西脇市立地適正化計画の取組】

(第1回コンパクトなまちづくり大賞 コンパクトなまちづくり推進協議会会長賞受賞)

将来人口減も踏まえ、限られた区域を中心とした誘導施策に取り組む点や産業施策と連携したまちづくりを進めている点が評価された。

都市機能誘導区域Aには、行政施設(市役所)、交流施設(市民交流施設)、商業施設(ハローズ西脇店)等の都市機能が誘導された。



西脇市西が丘複合施設



商業施設(ハローズ西脇店)

工業を保全するエリアや土砂災害特別警戒区域等は居住誘導区域に含まない

居住誘導区域 A	居住誘導区域 B
<p>交通利便性が高く、都市機能が集積するエリアであるが、人口減少、高齢化の進行が顕著で、空き家等も多く分布するエリア(まちなか(中心市街地))</p> <p>都市機能誘導区域 A</p> <p>整備済みである医療の拠点と合わせ、交流や健康、福祉機能などの新たな核となる都市機能を集約し、周辺の空洞化が進むまちなかへの波及効果として都市機能の誘導が見込まれるエリアに設定</p> <p>-<誘導施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 交流施設(市民交流施設) 行政施設(市役所本庁舎) 医療施設(病院) 福祉施設(地域包括支援センターなど) 商業施設Ⅰ(健康増進に資する施設) 商業施設Ⅱ(日常買回り品の購入が可能な施設) 教育施設Ⅰ(地域の産業振興に資する大学サテライト、専修学校、ラボ) 	<p>住環境が整っており、人口が増加しているエリアであり、比較的若い世代が多いが将来的に高齢化が顕著に進むエリア</p> <p>都市機能誘導区域 B</p> <p>文教地区に位置付けられ、教育文化の充実を図るエリアで、整備済みである都市機能(学教育施設、文化・交流施設及び子育て支援施設)からなる複合施設を維持・強化していくエリアに設定</p> <p>-<誘導施設></p> <ul style="list-style-type: none"> 交流施設(市民交流施設) 文化施設(図書館) 子育て支援施設(児童厚生施設) 教育施設Ⅰ(地域の産業振興に資する大学サテライト、専修学校、ラボ) 教育施設Ⅱ(小・中学校、高等学校)

【西脇市中心拠点再生の取組 <健康増進・市民交流の促進によるまちなかの再生>】

新庁舎・市民交流施設の整備を契機に、新庁舎周辺の交通環境を改善し、アクセシビリティを向上させるとともに、近接する医療の拠点と合わせ、福祉機能や市民交流機能等の導入を図るなど、健康増進・市民交流の促進によるまちなかの再生を図った事業である。

事業名称：都市構造再編集集中支援事業
 事業費：2,727百万円
 事業期間：令和元年度～令和3年度
 事業場所：西脇市

主な実施事業

- ・市民交流施設(オナス)、地域包括支援センター等整備
- ・地域防災施設(雨水貯留槽、非常用発電機)整備
- ・庁舎外周道路等整備



市役所庁舎及び市民交流施設

(5) 都市農地の保全・活用

市街化区域内農地については、良好な景観の形成や防災性の向上、多様なレクリエーションや自然とのふれあいの場としての機能等を有していることから、都市における緑のオープンスペースとして積極的に評価し、生産緑地制度や市民農園制度の活用等により、その保全・活用を図る。

なお、2022年には、全国で約8割の生産緑地地区において都市計画決定から30年が経過し、これらの一斉解除が懸念される（2022年問題）ため、平成29年6月施行の改正生産緑地法において、特定生産緑地制度が創設された。

<特定生産緑地制度の概要>

- ・生産緑地地区の指定後30年を経過するまでに、所有者の同意を得て生産緑地地区の買取り申出ができる時期を10年延長するもの
- ・特定生産緑地に指定されると、生産緑地地区に適用している固定資産税等の特例措置が継続され、引き続き農地としての維持が容易に

神戸市など生産緑地地区を定める8市では、所有者等の意向を確認しながら、特定生産緑地の指定に向け手続を進めており、平成4年指定の生産緑地地区(425.74ha)のうち、面積ベースで全体の約80%が指定済み(神戸市77.9ha、西宮市32.85ha)又は指定に向け手続中(宝塚市47.24ha、川西市45.5ha等)である(令和3年12月末現在)。

県では特定生産緑地の指定が円滑に進むよう各市の取組を支援している。

表 - 1.4 生産緑地地区の指定状況 (令和3年12月末現在)

	神戸市	三田市	芦屋市	西宮市	尼崎市	伊丹市	宝塚市	川西市	計
地区数	522	37	6	377	499	551	319	325	2,636
指定面積 (ha)	105.3	6.6	1.7	70.9	71.1	93.1	69.6	74.5	492.8

(6) 基幹道路等の都市計画の推進

播磨臨海地域道路等の基幹道路は、広域的・根幹的な交通施設であるため、周辺道路や土地利用に影響を及ぼす場合が多い。

このため、計画段階における整備に必要な区域の明確化、土地利用や各都市施設間の計画の調整及び住民の合意形成の促進のため、基幹道路等を都市計画に定めるものである。

【現在手続中の案件】

ア 播磨臨海地域道路

播磨臨海地域を東西に結ぶ新たな路線で、国道2号バイパスや国道250号の渋滞緩和、災害時等における代替路の確保とともに、ものづくり拠点である播磨臨海地域の発展に寄与することを目的とする道路である。

全体延長約50kmのうち、第二神明～広畑に至る約36kmの区間で当面、都市計画・環境影響評価を進める。

令和3年1月：兵庫県都市計画審議会にて「環境影響評価に関する事項の調査」について諮問

令和3年7月27日～8月26日（1ヶ月）

：環境影響評価（方法書）縦覧・説明会（全13回）

令和3年9月～12月：環境影響評価審査会及び同審査会部会による審査

令和3年12月24日：環境影響評価方法書に対する知事意見を受領

※以後、事業者（国）からルート計画案の送付があれば、準備書作成手続に着手

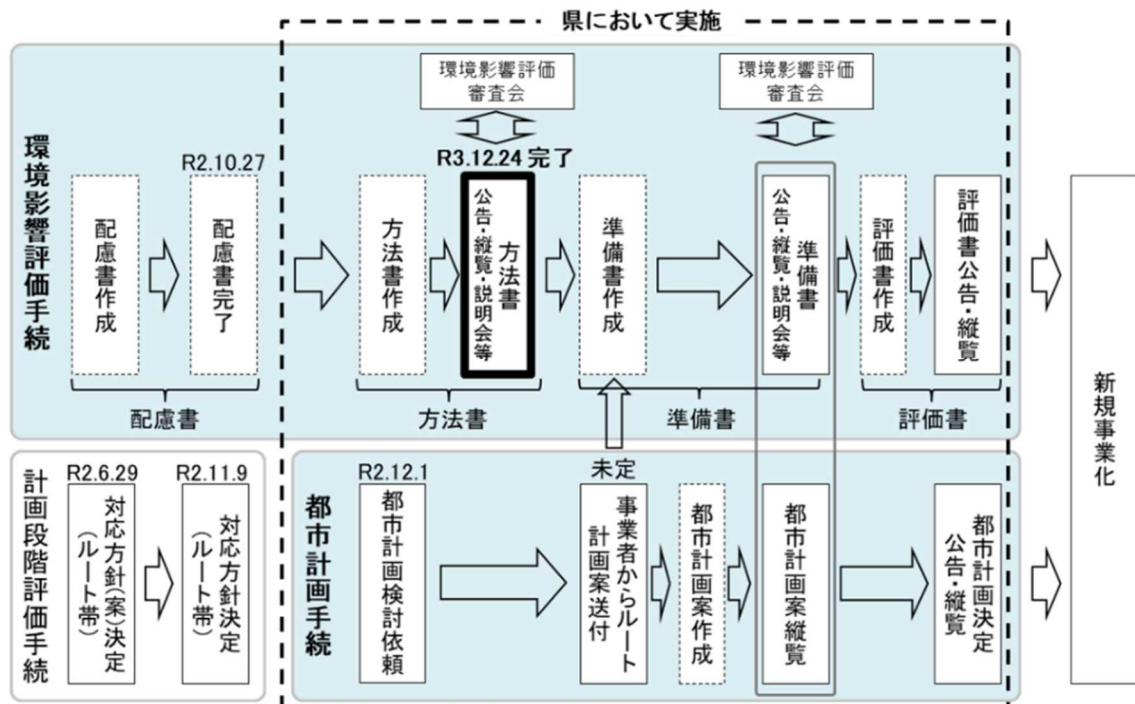




図 - 1.6 播磨臨海地域道路（第二神明～広畑） ルート帯図

イ 山陰近畿自動車道（城崎豊岡線）

鳥取東部、但馬、京都北部の各地方生活圏を連絡するとともに、北近畿豊岡自動車道等と一体となって、広域的な循環ネットワークを形成する路線で、地域の交流・連携の促進と安全・安心の向上を図ることを目的とする道路である。

このうち、城崎温泉付近に位置する(仮)城崎温泉 IC から北近畿豊岡自動車道と接続する(仮)豊岡北 JCT・IC 間を今年度都市計画決定する。

令和3年 6月 7日～ 7月 5日：都市計画素案説明会（8回）

令和3年 10月 19日～ 11月 2日：都市計画案縦覧

令和4年 1月 31日：兵庫県都市計画審議会可決

※現在、国土交通大臣同意手続中、令和4年2月に都市計画決定見込み

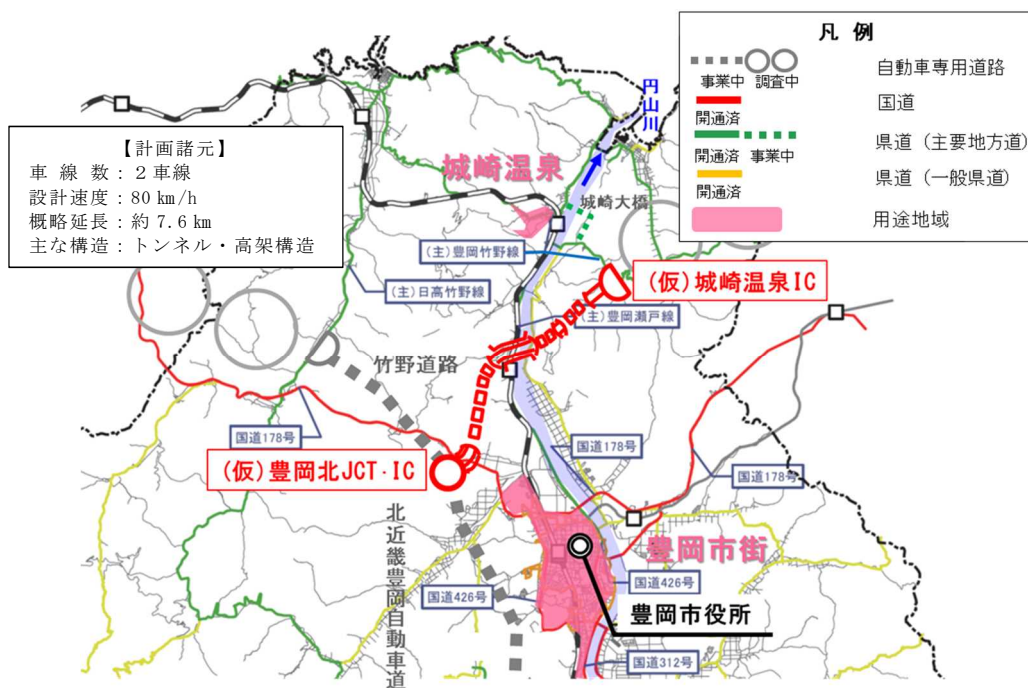


図 - 1.7 山陰近畿自動車道（城崎豊岡線）位置図

3 大規模小売店舗等の立地調整

(1) 概要

大規模小売店舗の立地に伴う周辺地域の生活環境の保持のため、「大規模小売店舗立地法」に基づき、店舗の設置者に対し施設の配置や運営方法について適正な配慮を求めている。

また、本県独自の取組として、大規模集客施設の立地に際し、周辺地域における都市機能との調和を図るため、「大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例」に基づく手続を定めている。同条例では、まちづくりの観点から、大規模集客施設の立地誘導・抑制の方針を定めた「大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラム」等と整合させることにより、広域的な観点からの土地利用誘導を図っている。

なお、大規模小売店舗については、条例手続の後に法律手続を行うこととしている。

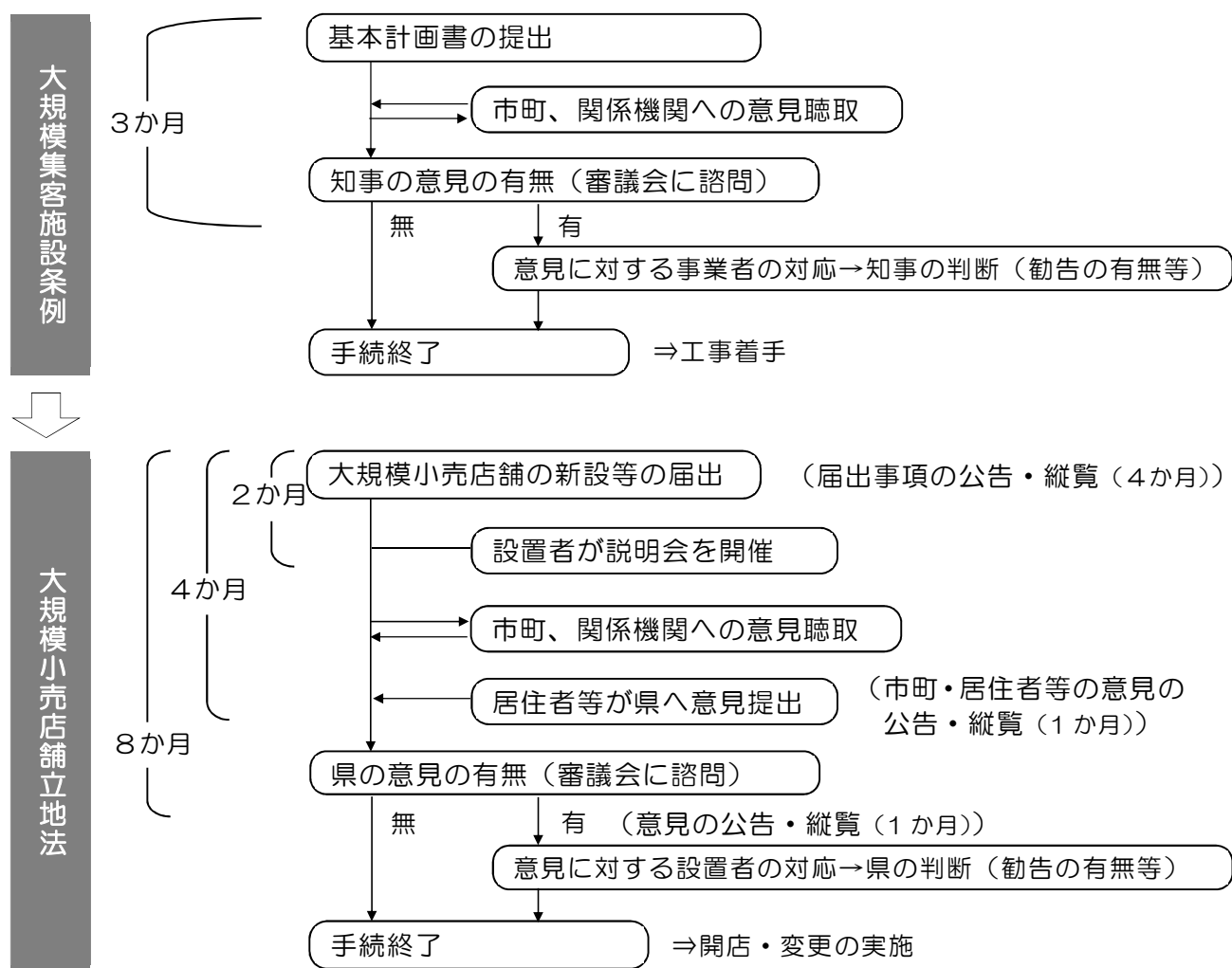


図 - 1.8 大規模小売店舗の立地に係る手続の流れ（概要）

(2) 大規模小売店舗立地法の施行

物品販売業を営む店舗で店舗面積が 1,000 m²を超えるものについて、新設・変更を行うときは、設置者（建物所有者）は県に届け出なければならない。

設置者は、以下の事項等が定められている「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づき、周辺の地域の生活環境の保持について適正な配慮をして、施設の計画や運営をしなければならない。

- 交通関係：駐車場の必要台数の確保、駐車場の位置及び構造 等
- 騒音関係：騒音の予測・評価、騒音の抑制対策 等
- 廃棄物関係：廃棄物等の保管容量の確保、廃棄物の減量化・リサイクルへの配慮等

表 - 1.5 法に基づく新設届出件数 (令和3年12月末現在)

年 度	H12～25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	計
神戸市分除く	246	24	23	18	21	24	13	9	12	390
神戸市分	109	2	2	10	6	1	3	8	3	144

(3) 大規模集客施設の立地に係る都市機能の調和に関する条例の施行

ア 新築等の際の手続

以下の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積が 1,000 m²を超えるもの（大規模集客施設）について、新築等を行うときは、事業者（建物所有者となる者）は建築確認申請及び大規模小売店舗立地法の届出の前に、基本計画書を知事に提出しなければならない。

- 物品販売業を営む店舗
- 飲食店
- 映画館
- 劇場又は観覧場

事業者は「大規模集客施設影響調査指針」に基づき、以下の事項について、施設が周辺の都市機能に及ぼす影響に関する調査を行い、それを基本計画書に記載する。

- 県及び市町のまちづくりに関する計画*との整合に関する調査
- 駐車場に関する調査
- 周辺道路の交通量の変化その他の道路交通への影響に関する調査
- 道路以外の公共施設への影響に関する調査
- 景観の形成に関する調査

※ 大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムや市町都市計画マスタープラン等

表 - 1.6 条例に基づく基本計画書の提出件数 (令和3年12月末現在)

年 度	H17～25	H26	H27	H28	H29	H30	R 元	R 2	R 3	計
神戸市分除く	183	22	25	15	27	27	9	10	11	329
神戸市分	60	5	4	8	5	5	5	6	3	101

イ 閉店の際の手続

店舗等に供する部分の床面積が 5,000 m²を超える大規模集客施設について、閉店等によって店舗等の用途に供することを廃止しようとするときは、設置者（建物所有者）は、その3か月前までに用途廃止後の施設の利用計画、維持管理計画等について、知事に届け出なければならない。

ウ 大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムの運用

都市構造に広域的な影響を与える大規模な集客施設の適正な立地を図るため、阪神間、東播及び中播都市計画区域を対象に、施設立地の誘導・抑制の方針として大規模な集客施設の立地誘導・抑制に係る広域土地利用プログラムを策定し、同プログラムとの整合を条例の手續において求めている。

なお、活力ある地域社会を構築・維持するため、事業者が地域創生に資する取組等を行う場合、上限床面積を引き上げる措置を講じている。

令和4年度に市町が実施する用途地域の一斉見直しに合わせ、土地利用方針との乖離が生じている商業ゾーンについて、見直しを行う。

表 - 1.7 商業ゾーンの設定の考え方

区 分		ゾーン設定の考え方	上限 床面積
商業 ゾーン	広域商業 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 市街地が連たんする都市部において、市町域を越えた広域的な範囲からの集客を許容する区域 特に規模の大きい集客施設を誘導 [阪神尼崎・出屋敷駅周辺、明石駅周辺、姫路駅周辺 等]	なし
	準広域商業 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 市街地が分散する都市部において、市町域を越えた広域的な範囲からの集客を許容する区域 特に規模の大きい集客施設を誘導 [西脇市街地周辺、龍野中心市街地 等]	2万㎡
	地域商業 ゾーン	<ul style="list-style-type: none"> 主に市町域を集客圏としつつ、一定の集客力を有する施設の立地を許容する区域 規模の大きい集客施設を誘導 [今津駅周辺、逆瀬川駅周辺、西明石駅周辺、高砂駅周辺等]	1万㎡
商業ゾーン 以外の地域		<ul style="list-style-type: none"> 規模の大きい集客施設の立地を抑制 	6千㎡

4 商店街の活性化とまちの再整備によるにぎわいのまちづくり

中心市街地に位置しながら、空き店舗の増加等が進む商店街は、店主の高齢化や後継者不足等の課題も有し、将来にわたり継続していくことが困難な状況にある。

このため、商店街の活性化をまちづくりの観点から捉え直し、産業労働部と一体となり、商店街とその商圈となる周辺住宅地において、商業者と地域住民等が主体となり実施する「商店街の活性化」と「まちの再整備」による総合的なまちづくり（以下「まちなか再生」という。）の取組を支援している。

なお、県政改革方針（案）において、先導的事業として一定の実績とともにまちなか再生のモデルを示したことから、既指定のまちなか再生区域への支援を最長令和6年度までとし、新規指定は終了することとしている。

今後は、商店街に限らず、空き家・空き店舗対策が必要な市街地の活性化を図るため、制定を予定している「空家等活用促進特別区域の指定等による空家等の活用の促進に関する条例」により指定された特区内での支援を実施していく。

【まちなか再生の流れ】

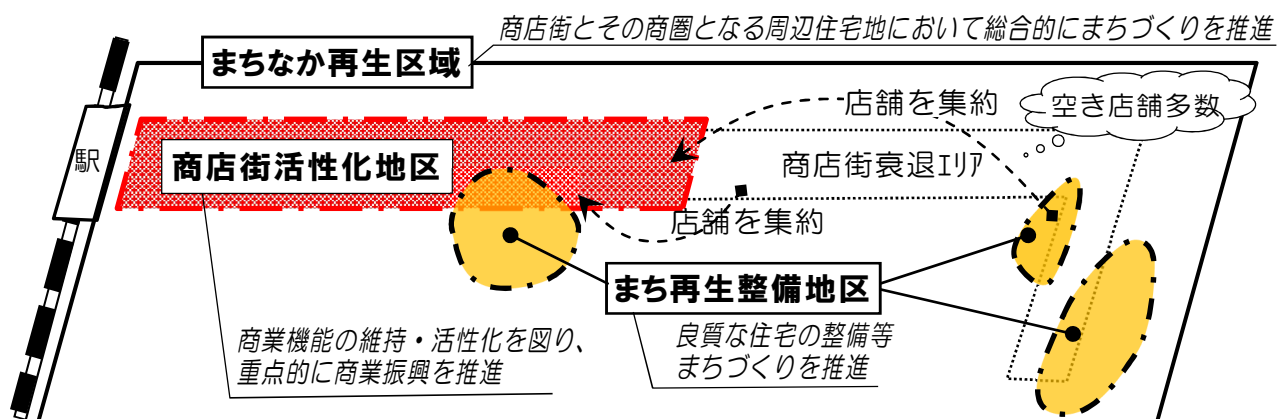
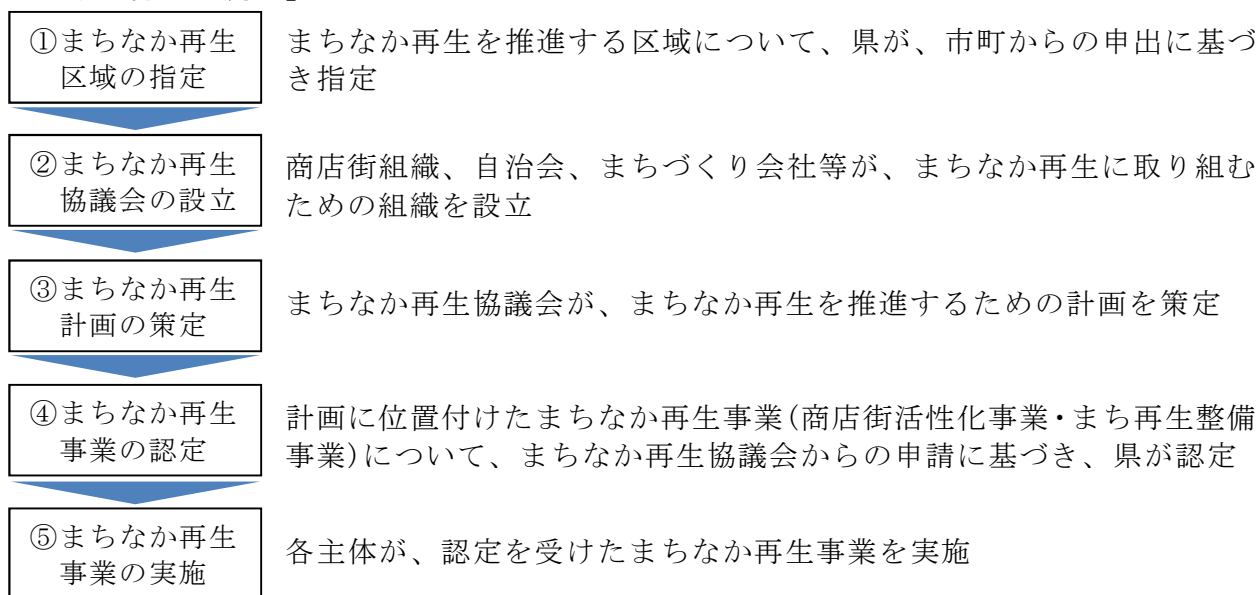


図 - 1.9 まちなか再生のイメージ

表 - 1.8 支援メニュー

	概要
組織づくり 計画策定	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか再生アドバイザー派遣事業〔全額県費〕 商業・まちづくりの専門家を派遣 ・まちなか再生協議会等運営支援事業〔補助率：県1/2、市町1/2〕 計画策定費、事務所借上費、社会実験・実証実験費等を補助 ※ 上記2事業について、派遣又は支援の期間は5年であるが、やむを得ない理由により事業の実施に遅滞が生じている場合は、期間延長（最長5年）の措置あり【R2拡充】
商店街の活性化 (商店街活性化地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・商店街活性化事業（再編対象店舗の移転、開店に伴うもの） ① 移転費〔補助率：県1/3、市町1/3（事業者1/3）〕 ② 内装工事費等〔補助率：県2/3（事業者1/3）〕 ③ 店舗賃借料〔補助率：県1/2（事業者1/2）〕
まちの再整備 (まち再生整備地区)	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模再開発支援事業〔補助率：県1/6、市町1/6、国1/3（事業者1/3）〕 敷地の共同化等による共同住宅や医療・福祉施設等の整備費（共用部分に係る費用のみ）を補助 ・商店街シンボル建築物再生支援事業〔補助率：県1/3、市町1/3（事業者1/3）〕 地域のシンボリックな建築物を活用したにぎわい・交流の拠点施設等の整備費を補助

表 - 1.9 まちなか再生区域の指定状況

まちなか再生区域名	所在地	指定時期	支援期間
水道筋区域	神戸市灘区	H27. 8	H27～R 6（特例支援予定）
宵田・元町区域	豊岡市	H28. 3	R28～R 2
伊丹サンロード区域	伊丹市	H29. 3	R29～R 3
東山・ミナイチ区域	神戸市兵庫区	H29. 10	R29～R 3
洲本外町区域	洲本市	H30. 4	H30～R 4
ono800(オノハチマルマル)区域	小野市	H31. 4	R元～R 5
杭瀬区域	尼崎市	R 2. 6	R 2 ～R 6

【まちなか再生区域での取組】

■水道筋区域（神戸市灘区）＜畑原市場の再整備＞

店舗の減少や建物の老朽化が進む畑原市場を、民間分譲マンション及び店舗付戸建住宅用地に再整備することで、新規ファミリー層など居住人口の増加を図る。

＜小規模再開発支援事業(住宅市街地総合整備事業(密集市街地総合防災事業))＞

【整備前】畑原市場

営業店舗：22店舗中12店舗(整備地区内)

※うち5店舗が水道筋内で移転

※4店舗に対して商店街活性化事業により移転費等を補助

【整備後】分譲マンション等

建物用途：分譲マンション99戸

戸建住宅用地4区画

施行面積：約0.23ha

事業期間：R2～R5

事業費：約36億円

県補助額：約1.3億円



整備前(畑原市場)



整備前(事業予定地)



整備状況

■**宵田・元町区域（豊岡市）〈シンボル建築物の再生〉**

長年使用されていなかった旧料亭「とゞ兵」を、カバンショップ、カフェレストラン、ギャラリー、イベントスペース等の複合施設に改修し、人と人との繋がる交流拠点として再生。「とゞ兵」周辺の人出は倍増し、にぎわいが生まれている。

〈商店街シンボル建築物再生支援事業(R2)〉

- ・建築物(とゞ兵：旧料亭)の概要
 - 構 造：木造2階建及び鉄骨造3階建
 - 延べ面積：約1,200㎡
 - 建 築 年：昭和3年頃(木造部分)、昭和54年頃(鉄骨部分)
 - 改修内容：シェアキッチン・トイレの設置、中庭の整備、設備改修、躯体補強等
 - 事業費：設計費 3,000千円 改修費40,000千円
 - 県補助額：設計費 1,000千円 改修費10,000千円



再生前(外観)



再生前(倉庫)



再生後(シェアキッチン)



再生後(外観)

■**伊丹サンロード区域（伊丹市）〈空き店舗を活用した集客スペースの創出〉**

地域内の空き店舗（2店舗）を活用し、世代間交流を目的とした地域の歴史写真展や地域内外の交流を目的としたストリートピアノの設置を行い、延べ2,000人以上を集客し、にぎわいを創出している。



空き店舗の活用
(歴史写真展の開催)



空き店舗の活用
(ストリートピアノの設置)

■**東山・ミナイチ区域（神戸市兵庫区）〈湊川協同組合ビルの再整備〉**

店舗の減少や建物の老朽化が進む湊川協同組合ビル(ミナイチビル)を、店舗付民間分譲マンションに再整備することで、新規居住者及び新装出店によるにぎわいを創出する。

〈小規模再開発支援事業(優良建築物等整備事業)〉

【整備前】湊川協同組合ビル (S45建築)

建物用途：B1～2F 湊川市場
3～10F 旧市営住宅112戸

営業店舗：90店舗中32店舗
※うち5店舗が再整備後に入居予定
※1店舗に対して商店街活性化事業により移転費等を補助

【整備後】店舗付分譲マンション

建物用途：1F店舗(8区画)
2～14F住戸168戸

施行面積：約0.2ha
事業期間：R元～R4
事業費：約53億円
県補助額：約2.6億円



整備前(湊川市場)



整備前(外観)



整備イメージ

■洲本外町区域（洲本市）＜空き店舗等の流通による移住促進＞

協議会からの情報発信等により8件以上の空き店舗等を解消し、更に、眠ったままの空き店舗等の所有者に直接働きかけ、8物件の賃貸化に向けた取組を実施している。今後は移住希望者へ物件情報やシェアスペース情報などを発信し、移住定住を促進していく。



空き店舗の活用
(コワーキングスペース)



移住促進の検討



シェアスペース情報冊子

■ono800 区域（小野市）＜公園を中心とした地域の交流拠点の創出＞

地域の高校生のアイデアを取り入れ公園の利用促進を図るとともに、公園を中心とした区域を拠点整備ゾーンに位置付け、地域拠点化に向けた取組を実施している。高校生のアイデアを具現化した社会実験により利用者の少ない公園に約500人を集客した。



拠点整備ゾーンの位置付け



公園拠点化の社会実験



公園拠点化の社会実験
(高校生による野菜販売)

■杭瀬区域（尼崎市）＜空き店舗活用や公園整備による地域活性化＞

協議会からの情報発信等により9件以上の空き店舗等を解消したほか、空き家をDIYで改修することで、市場より約3割安い家賃での賃貸化を実現した。その他、地域の公園に芝生を張り、遊具をペイントするなど、子供が楽しめる空間を創出している。



空き家のDIY改修
(低家賃での賃貸化)



地域公園の活性化



空き店舗のDIY改修
(活動拠点の設置)

市街地整備事業について

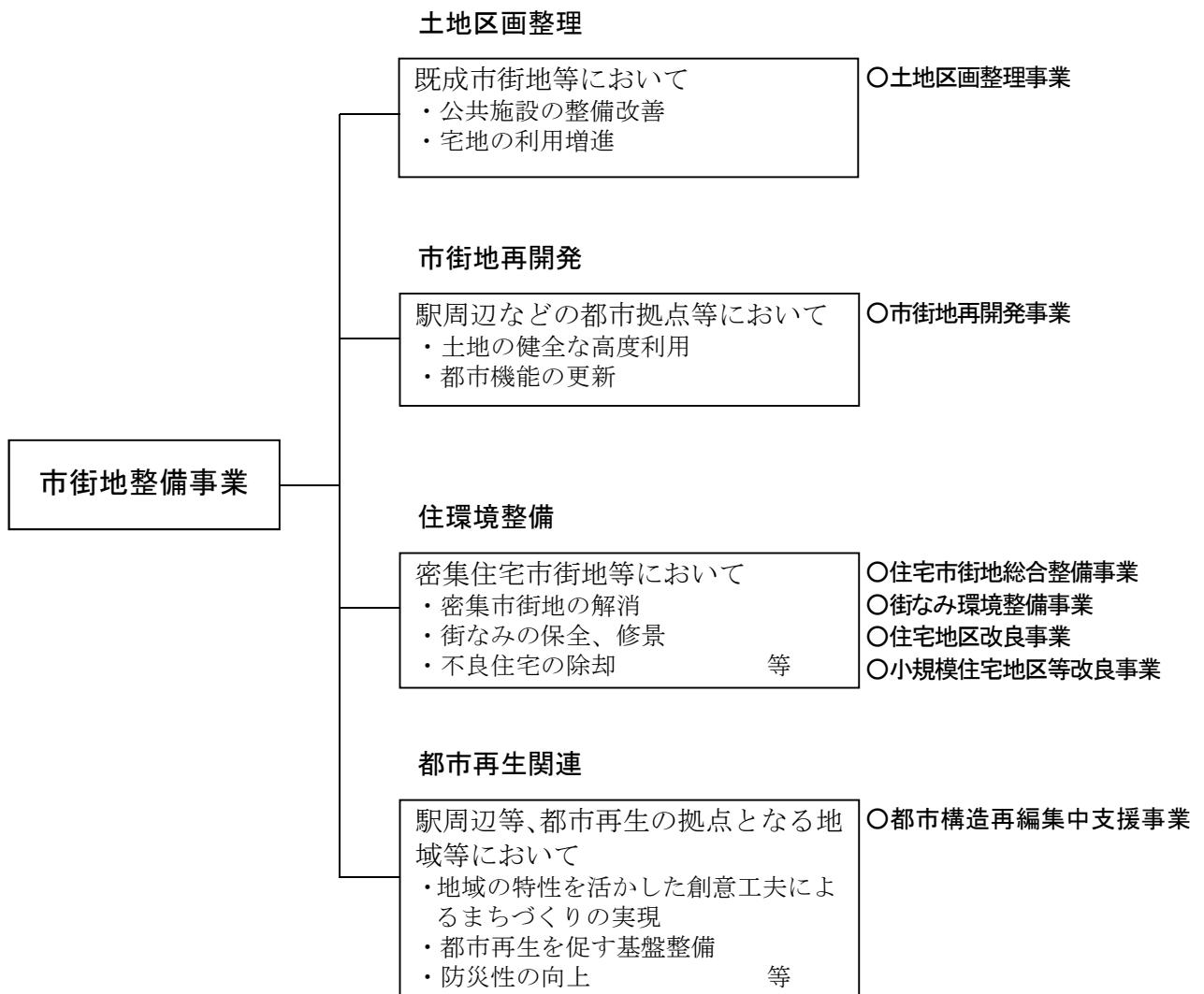
1 市街地整備事業

(1) 市街地整備事業の基本方針

県内の既成市街地が抱える中心市街地の衰退などの諸課題に対応するため、県では、以下の基本方針に基づき市街地整備を進めている。

- 都市の防災機能の向上による安全な市街地の形成
- 賑わいや交流の都市機能整備による中心市街地の活性化
- 生活基盤施設の整備や良質な住宅の供給による市街地の形成
- 高齢社会に対応し環境に配慮した良好な都市環境の整備
- 住民による自主的なまちづくり

(2) 市街地整備事業の構成

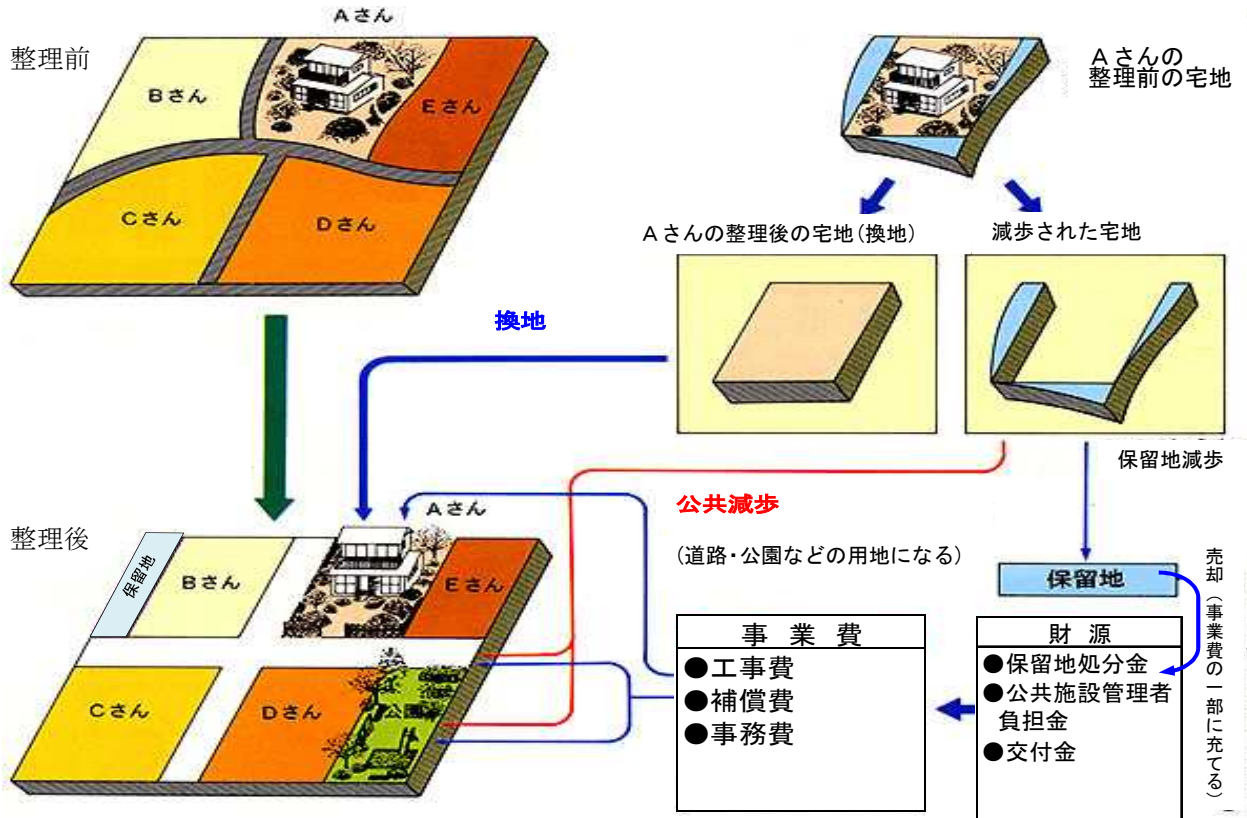


2 土地区画整理

(1) 土地区画整理事業（土地区画整理法 昭和 29 年法律第 119 号）

ア 事業概要

既成市街地やスプロール化する市街地周辺において、公共施設の整備改善や宅地の利用増進を図るため、地権者が土地の一部を出し合い（減歩）、保留地を処分して事業資金に充てながら、道路、公園等の公共施設と宅地の整備を一体的・総合的に行うものである。



イ 補助体系

補助制度	組合等施行	公共団体施行
土地区画整理事業 〔12m以上の都市計画道路の整備費等〕	国 (1/2) → 県 (1/4) → 組合 (—) 市・町 (1/4) 国 (1/2) → 市・町 (1/2) → 組合 (—)	国 (1/2) → 市・町 (1/2)
都市再生区画整理事業 〔既成市街地における道路・公園等の整備費等〕	国 (1/3) → 市・町 (2/3) → 組合 (—)	国 (1/3) → 市・町 (2/3)

注) ()は、各々の負担割合を示す。

本県では、住民主体のまちづくりを支援するため、都市計画事業として土地区画整理事業を実施する組合に対し、幅員 12m以上の県管理の都市計画道路を整備する場合に補助を行っている。

(2) 土地区画整理事業の実施状況

土地区画整理事業は、令和3年12月末現在、630地区18,457haにおいて事業完了し、21地区488haにて施行中である。その合計面積18,945haは本県の市街化区域面積の約3割に相当しており、良好な市街地の発展に寄与するとともに、戦災や阪神・淡路大震災からの復興においても大きな役割を果たしてきた。

引き続き、施行中地区の早期完成を目指すとともに、「都市再開発の方針」※に位置づけられた地区等の事業化に向けて取り組んでいく。

※都市再開発の方針…都市計画法第7条の2第1項第1号、
都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項

表-2.1 施行実績等 (令和3年12月末現在)

土地区画 整理事業	施行済		施行中		施行予定		計	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
	630	18,457	21	488	10	81	661	19,026

(3) 令和3年度事業施行地区

地域	施行者	市町名	地区名 *は都市計画事業	面積 (ha)	国庫補助 の有無	事業年度	総事業費 (百万円)	R3 県予算 (百万円)
阪神南	土地区画 整理組合	西宮市	樋ノ口*	6.6	都	R3~R8	2,670	—
阪神北	土地区画 整理組合	宝塚市 三田市	安倉上池	9.5	—	R2~R6	2,409	—
			福島*	5.3	—	H28~R4	1,083	—
東播磨	地方 公共団体	明石市 加古川市	大久保駅前*	35.2	区、都	S52~R8	22,700	—
			加古川駅前*	24.6	(区)	H5~R3	22,900	—
東播磨	土地区画 整理組合	加古川市	間形	5.2	—	R3~R9	820	—
北播磨	土地区画 整理組合	小野市 加東市	垂井南	2.1	—	H29~R4	254	—
			天神東掬鹿谷	8.9	—	H19~R7	713	—
中播磨	地方 公共団体	姫路市 " " " " " "	姫路駅周辺*	45.5	区※1	H1~R6	32,260	—
			阿保*	90.6	区、都	H8~R9	43,200	—
			姫路駅南西*	7.4	都	H19~R6	1,200	—
			JR網干駅前*	5.0	区※1、都	H25~R8	4,550	—
中播磨	土地区画 整理組合	姫路市	英賀保駅周辺*	69.5	区、都	H11~R9	23,900	694
西播磨	地方 公共団体	赤穂市 上郡町	有年*	55.0	区	H12~R5	7,705	—
			上郡駅前*	9.7	(区)	H5~R10	7,890	—
	土地区画 整理組合	赤穂市 " "	野中・砂子* 浜市*	45.2 22.2	区、都 —	H16~R9 H18~R5	7,980 2,229	40 —
合計		10市町	17地区	447.5			184,463	734

(参考)

神戸市	4地区※2	40.2	
県全体	21地区	487.7	

注) 国庫補助の種別 区：土地区画整理事業、都：都市再生区画整理事業、()は補助完了

※1 R2から土地区画整理事業を都市構造再編集集中支援事業で実施し、補助対象事業費に含む

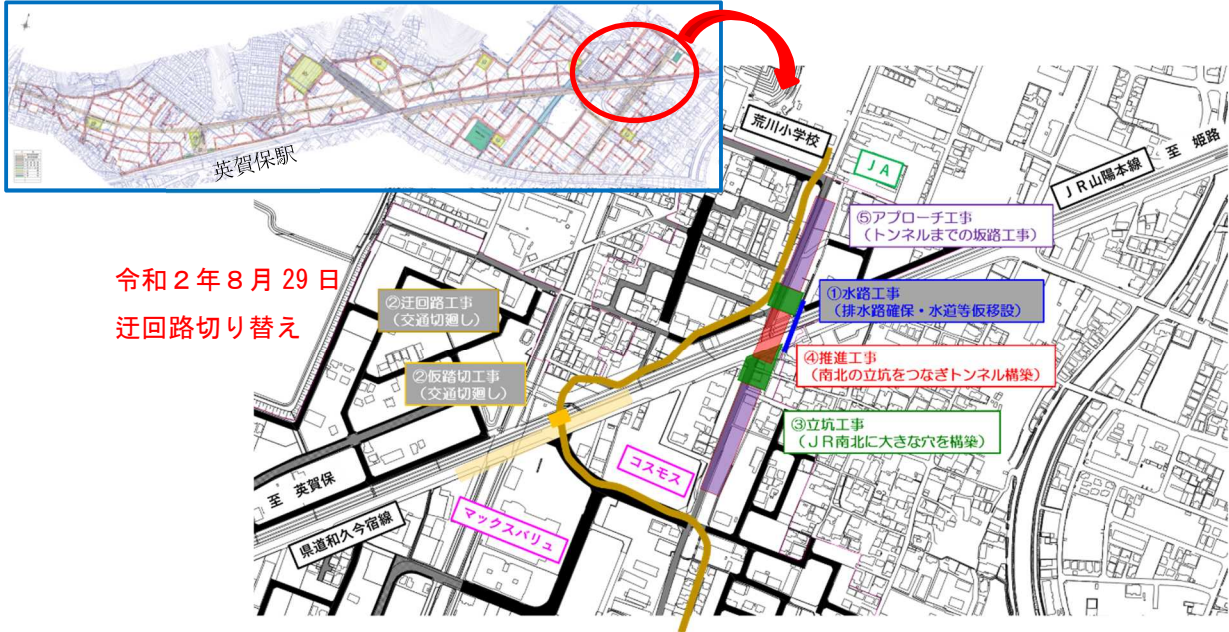
※2 神戸市4地区：潤和山の手台(組合)、名谷町社町(組合)、山の街駅東(個人)、湊川10丁目(個人)

topics 姫路市英賀保駅周辺地区で JR 立体交差工事に着手

都市計画道路荒川線では、JR 山陽本線と交差する柵田踏切と踏切に隣接する柵田交差点で、ピーク時には 350m に及ぶ著しい渋滞が発生している。このため、組合施行の英賀保駅周辺土地区画整理事業において、荒川線の立体交差化（アンダーパス）を実施し、踏切と交差点を除却して、渋滞解消と歩行者の安全確保を図ることとしている。

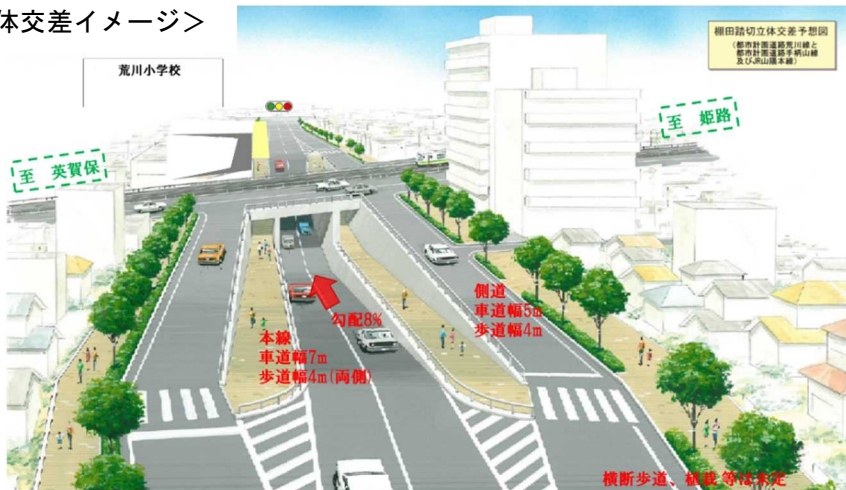
令和 2 年 8 月、約 1 万台／日の交通を迂回路に切替え、立体交差の本体工事に着手。現在、軌道下の推進工事に向け発進・到達立坑の構築を進めており（～令和 4 年度末）、令和 9 年度の完成を目指す。

工事前の柵田踏切・柵田交差点

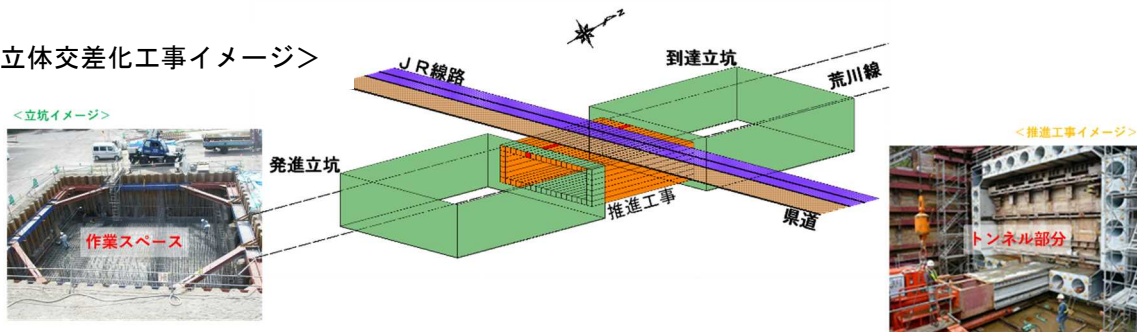


令和 2 年 8 月 29 日
迂回路切り替え

<柵田踏切立体交差イメージ>



<立体交差化工事イメージ>



3 市街地再開発

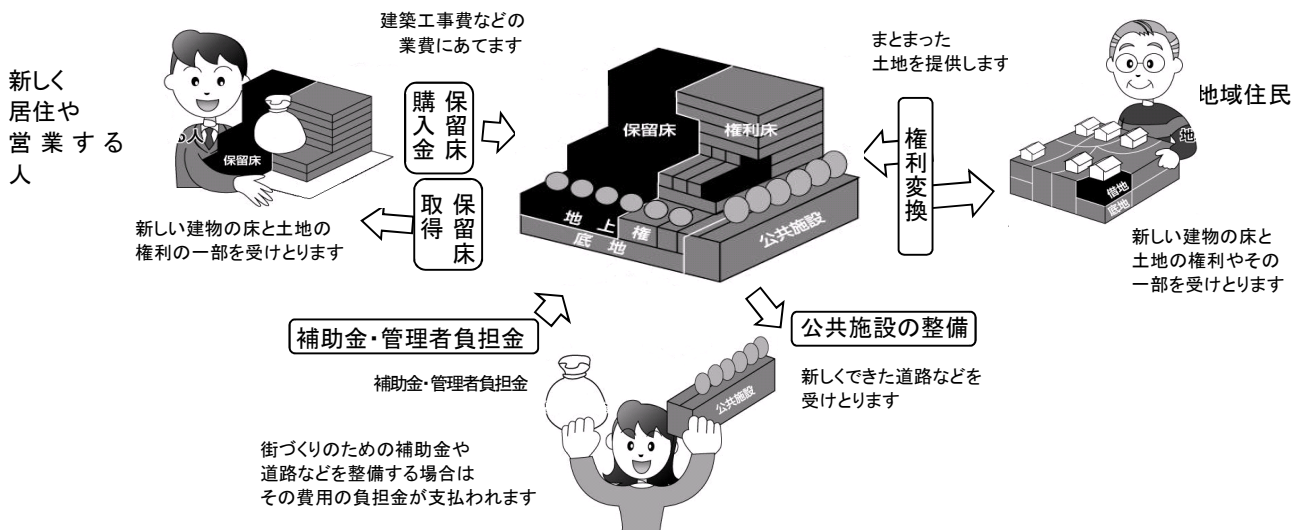
(1) 市街地再開発事業（都市再開発法 昭和44年法律第38号）

ア 事業概要

駅周辺などの都市拠点等において、土地の健全な高度利用と都市機能及び居住環境の更新により安全で快適な都市環境を創造するため、不燃化された共同建築物の建築及び道路、公園等公共施設の整備を一体的・総合的に行うものである。

(ア) 第一種市街地再開発事業（権利変換方式） 主な施行者：市街地再開発組合

従前の土地や建物に関する権利を、施行者が新しく共同化された建物（権利床）とその敷地に関する権利に変換する手法である。権利床以外の余剰の床（保留床）の処分金は、事業資金とする。



(イ) 第二種市街地再開発事業（管理処分方式） 主な施行者：地方公共団体

従前の土地や建物に関する権利を、施行者が買収又は収用により一旦取得し、残留を希望する権利者には建物の床とその敷地の共有持ち分を与える。保留床の処分金を事業資金とする点では第一種事業と同じである。

イ 補助体系

補助制度	組合等施行	公共団体施行
市街地再開発事業 〔建物の共同施設部分の整備費等〕	<p>国 (1/3) → 県 (1/6) → 組合等 (1/3) 国 (1/3) → 市・町 (1/6) → 組合等 (1/3)</p>	<p>国 (1/3) → 市・町 (2/3)</p>
市街地再開発事業 管理者負担金 〔道路・駅前広場等の公共施設の整備費等〕	<p>国 (1/2) → 市・町 (1/2) → 組合等 (0)</p>	<p>国 (1/2) → 市・町 (1/2)</p>

注) ()は、各々の負担割合を示す。

本県では、住民主体のまちづくりを支援するため、組合等が行なう市街地再開発事業（広場・街路・オープンスペース等の整備、不燃化共同建築物の建築などにより、土地の高度利用と防災機能の向上に資する事業）に対して補助を行っている。

(2) 市街地再開発事業の実施状況

市街地再開発事業は、令和3年12月末現在、76地区105.1haにおいて事業完了し、阪神・淡路大震災の復興事業を含め7地区26.9haにて施行中である。

事業が完了した76地区においては、従前と比べて建築敷地の容積率は約4.4倍、道路や広場等の公共施設用地の割合は約1.6倍と土地を合理的かつ健全に高度利用するとともに、不燃化共同建築物の整備によって図書館・ホール等の都市に必要な機能を57施設、住宅を約12千戸供給するなど、安全で快適な都市環境の創造に大きな役割を果たしている。

引き続き、施行中地区の早期完成を目指すとともに、「都市再開発の方針」に位置づけられた地区等の事業化に取り組んでいく。

この度、県政改革方針（案）において、神戸市内の組合施行等の市街地再開発事業に対して、着手済の3事業（神戸三宮雲井通5丁目、北鈴蘭台駅前、垂水中央東）の補助を継続する。また、施行中の神戸三宮雲井通5丁目地区と西日本最大級のバスターミナル等を一体整備する事業である神戸三宮雲井通6丁目地区については、未着手ではあるが現行どおりの補助を実施する。

なお、神戸市内において、今後国庫補助事業として採択される組合施行等の市街地再開発事業については、令和4年度を目途に県費による補助のあり方の見直しを検討することとしている。

表-2.2 施行実績等

(令和3年12月末現在)

市街地再開発事業	施行済		施行中		施行予定		計	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
	76	105.1	7	26.9	5	10.5	88	142.5

表-2.3 完了地区の主な整備内容

(令和3年12月末現在)

	従前	従後
土地の高度利用	容積率 約109% ^{※1}	容積率 約475%
公共施設用地の割合	整備率 約25% ^{※1}	整備率 約41% ^{※1}
都市機能施設	—	図書館等 57 ^{※2}
住戸数	世帯数 5,216	供給戸数 12,345

※1 既存データが不明の六甲道駅南地区を除く

※2 図書館6、音楽専用ホール6、多目的ホール及び集会所18、体育館2、福祉施設等11、健康施設等2、その他12

市街地再開発事業の整備イメージ



三田駅前Cブロック地区
市街地再開発事業のイメージ



雲井通5・6丁目再整備ビル
のイメージ
(神戸市の構想を踏まえ、雲井通5丁目地区再整備事業協
力者選考時に民間事業者が独自に作成し、提案したもの)

(3) 令和3年度事業施行地区

市町名	地区名	施行者	事業年度	総事業費 (百万円)	R3県予算 (百万円)	手続き段階
神戸市	新長田駅南	地方公共団体	H 6～R 5	227,900	—	第1地区：※ ² 管理処分計画 認可(R4.1)
	北鈴蘭台駅前	再開発会社	H30～R 4	6,358	245	権利変換計画 ※ ³ 認可(R1)
	垂水中央東	市街地再開発 組 合	R 2～R 7	17,196	479	権利変換計画 ※ ³ 認可申請予定(R3)
	神戸三宮雲井通5丁目 ※ ¹	再開発会社	R 2～R 9	85,823	1,512	権利変換計画 ※ ³ 認可申請予定(R3)
芦屋市	JR芦屋駅南	地方公共団体	H30～R 8	18,807	—	事業計画 認可(H30)※ ⁴
西宮市	JR西宮駅南西	市街地再開発 組 合	R 1～R10	25,098	—	権利変換計画 認可(R3.7)
三田市	三田駅前Cブロック	市街地再開発 組 合	R 3～R 9	25,017	202	事業計画 認可(R3.11)
合計	7地区			406,199	2,438	

※1 割増地区：土地整備費、共同施設整備費は補助率を割増（1.2倍）R3～

※2 第2地区：管理処分計画認可(H30)、第3地区：工事完了公告(R3)

※3 認可権限は神戸市に属する

※4 再開発ビルの整備に係る予算がR2.3芦屋市議会で否決されたため、それまでの計画ではR2.10に提出される予定であった管理処分計画認可申請が提出されていない

topics 神戸市内で市街地再開発事業が完成予定

■北鈴蘭台駅前地区第一種市街地再開発事業 ～アトラス神戸北鈴蘭台～

北鈴蘭台駅の駅前に位置する当地区では、駅周辺の住宅団地を再生し地域の活性化を図るため、商業・業務施設や分譲マンション等を建設するとともに、勾配の大きい道路に対し、EVを有するバリアフリー経路や、緑地広場を有する歩行者空間を整備した。



施行者：北鈴蘭台駅前再開発株式会社

面積：約0.5ha

全体事業費：約64億円（県補助額：約11億円）

施行期間：平成30年度～令和4年度

整備内容：公共施設：歩行者専用通路、歩道状空地、区画道路拡幅(1.5m)
施設建築物：延床面積 約14,310㎡、地下1階・地上10階建
(生活協同組合コープ神戸、共同住宅(105戸)、駐車場 等)

経緯：平成30年 6月 都市計画決定

平成31年 1月 事業計画認可

令和 2年 4月 工事着工

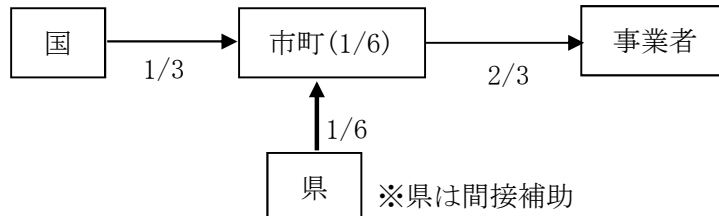
令和 4年 5月 工事完成（予定）

(4) 小規模再開発支援事業

ア 事業概要

既存商店街の活性化のために、まちなか再生計画の区域内で国庫補助を受けて実施される共同住宅の供給や、コミュニティ、賑わいの再生につながる施設の導入に要する費用の一部を補助することにより、民間事業者を支援する。

イ 補助の流れ（国庫：優良建築物等整備事業の場合）

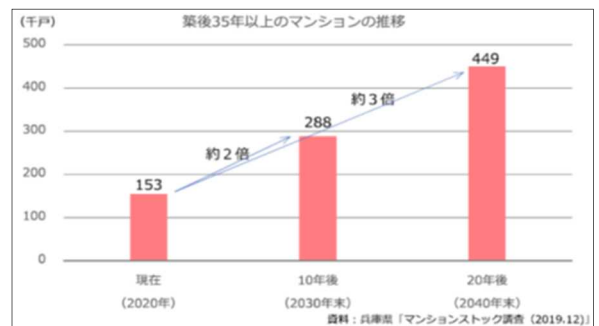


ウ 令和3年度事業施行地区（県補助地区）

市町名	地区名	事業年度	総事業費 (百万円)	R3県予算 (百万円)	R3事業内容	国庫
神戸市	東山ミナイチ区域 (湊川公園北地区)	H30～R 4	約5,300	143	調査設計計画 共同施設整備	優良建築物等 整備事業
	水道筋区域 (畑原市場)	R 2～R 5	約3,600	34	調査設計計画 共同施設整備	密集市街地 総合防災事業
	合計		約8,900	177		

topics 老朽化マンション建替への支援制度を創設

周辺に危害が生じる恐れがあるマンションを減らし、都市環境の改善を図るため、老朽化マンションの建替工事に対する支援制度を令和4年度に創設する。



- 補助対象 マンション建替組合等に対して補助を実施する市町
- 対象経費 調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費
- 補助要件 以下の全ての要件に該当する場合
 - ・ 特定行政庁（※1）が認めた要除却認定マンション（※2）であること
 - ・ 災害時の居住継続に寄与する施設を整備すること
 - ・ 国庫補助（優良建築物等整備事業）を活用すること
 - ・ 市町が県と同等以上に補助すること（随伴義務）
- 補助限度額 対象延べ面積に応じ、以下のとおり（国・県・市町合計額）
 - ・ 1,000 m² ～ 5,000 m²： 3,000 万円
 - ・ 5,000 m² ～10,000 m²： 6,000 万円
 - ・ 10,000 m² ～15,000 m²： 9,000 万円
 - ・ 15,000 m² ～ ： 13,500 万円
- 負担割合 国 1/4、県 1/8、市町 1/8、事業者 1/2

高経年マンションでは、共用部分である外壁の剥落などの問題をかかえるものが多くなる。

（※1）特定行政庁：兵庫県（次の12市を除く市町の区域）、神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、伊丹市、明石市、加古川市、宝塚市、川西市、三田市、芦屋市、高砂市

（※2）要除却認定マンション：マンション建替円滑化法第102条に基づき、特定行政庁が認定する以下のマンション
 ・ 火災に対する安全性が不足しているもの
 ・ 外壁等の剥落により周辺に危害が生じる恐れがあるもの 等

4 住環境整備

(1) 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）（社会資本整備総合交付金交付要綱）

ア 事業概要

老朽住宅が密集し、道路、公園など公共施設が著しく不足している地区において、住環境の改善、防災性の向上等を図るために、市町等が老朽住宅の除却、公共施設等の整備、住宅に困窮する者を入居させる従前居住者用住宅を供給するとともに、存置する住宅の共同化等を促進する。

<施行前>

都市基盤が未整備で老朽建築物が建て混んでいる密集住宅市街地は、居住環境上、防災上の問題を抱えている



<施行後>

備蓄倉庫、防火水槽を備えた公園整備



生活道路整備

都市再生住宅
(従前居住者用住宅)

共同建替

広場整備

イ 補助体系

事業内容又は交付対象経費	負担割合（国費率）
居住環境形成施設整備事業 ・老朽建築物等除却 ・地区公共施設等整備	○跡地を公共利用する場合 国：1/2 市町：1/2
	○老朽建築物等除却において跡地が非公共利用となる場合 国：1/3 市町：2/3
都市再生住宅等整備事業	国：1/2 市町：1/2
共同建替 ・共同施設整備等	国：1/3 市町：1/3 民間等：1/3
防災街区整備事業 ・共同施設整備、地区公共施設整備	国：1/3 市町：1/3 民間等：1/3

ウ 令和3年度事業施行地区

市町名	地区名	面積 (ha)	事業年度	総事業費 (百万円)	R3 補助対象 事業費(百万円)	R3 主な事業
赤穂市	尾崎	27.5	H13～R 7	6,506	208	道路用地取得
淡路市	育波	13.0	H 8～R12	1,092	54	道路用地取得
	室津	10.7	H 8～R12	1,399	0	
合計	3 地区	51.2		8,997	262	

(参考)

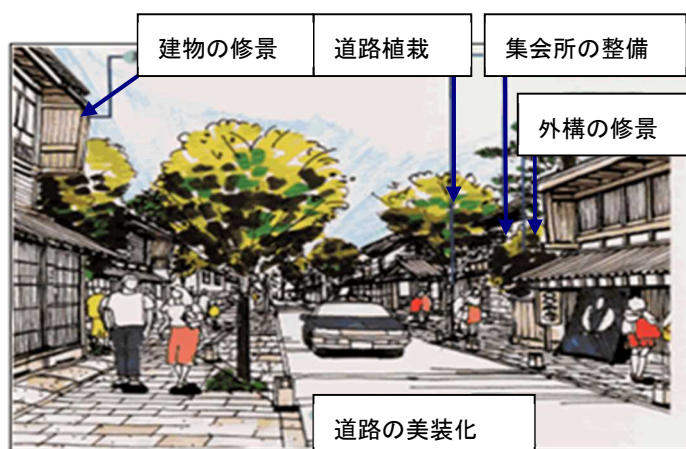
神戸市	9 地区*	502.6
県全体	12 地区	553.8

※神戸市9地区：真野、東垂水、長田南部、長田東部、兵庫北部、灘北西部、本山北町、塩屋、鈴蘭台北

(2) 街なみ環境整備事業（社会資本整備総合交付金交付要綱）

ア 事業概要

住宅が密集し、かつ、生活道路等の地区施設が未整備である地区や、住宅等が良好な美観を有していない地区において、まちづくり協議会等地区住民が主体となって作成した計画等に基づき、ゆとりと潤いのある住宅地区の形成のため、市町等が地区施設、生活環境施設等の整備を行うとともに、良好な景観形成のために建物所有者が自ら建物外観の修景を行う。



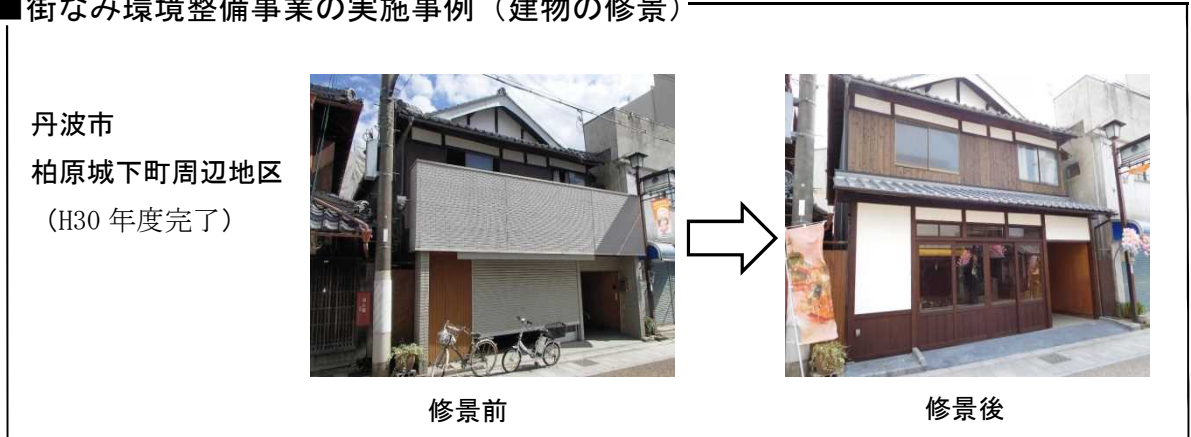
イ 補助体系

事業内容又は交付対象経費	負担割合（国費率）	
<ul style="list-style-type: none"> 協議会活動助成事業 整備方針策定事業 街なみ整備事業 <ul style="list-style-type: none"> 地区施設：道路・小公園等 生活環境施設：集会所等 その他施設：道路の美装化・植栽等 など 	国：1/2	市町：1/2
<ul style="list-style-type: none"> 街なみ整備助成事業 (建物、建築設備、外構の修景など) 	国：1/3	市町：1/3 民間：1/3

ウ 令和3年度事業施行地区

市町名	地区名	面積 (ha)	事業年度	総事業費 (百万円)	R3 補助対象 事業費(百万円)	R3 主な事業
朝来市	竹田	64.0	H17～R 7	約 830	4.0	修景
	生野	885.0	H28～R 7	約 690	6.5	修景、道路美装
新温泉町	湯村温泉	58.0	H30～R 4	約 160	40.5	修景、道路美装
丹波市	柏原城下町周辺	57.8	H15～R 3	約 230	6.3	修景、水路整備
合計	4 地区	1,064.8		約 1,910	57.3	

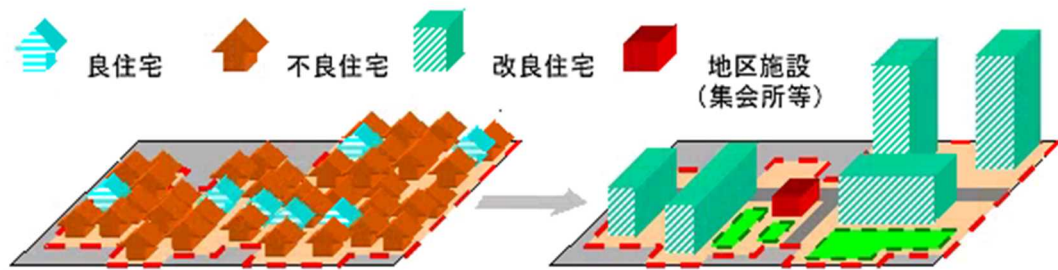
■街なみ環境整備事業の実施事例（建物の修景）



(3) 住宅地区改良事業（住宅地区改良法 昭和 35 年法律第 84 号）

ア 事業概要

不良住宅が密集し、公共施設が未整備である地区において、地区の住環境の整備改善を図るため、市町等が不良住宅の除却、公共施設等の整備を行うとともに、住宅に困窮する従前居住者を入居させる改良住宅の建設及び改善を行う。



イ 補助体系

交付対象経費	負担割合（国費率）	
<ul style="list-style-type: none"> 不良住宅の買収除却費 一時収容施設設置費 改良住宅等改善事業 	国：1/2	市町：1/2
<ul style="list-style-type: none"> 地区施設・公共施設の整備費 改良住宅整備費 改良住宅用地取得造成費 	国：2/3	市町：1/3
<ul style="list-style-type: none"> 改良住宅(分譲)の共同施設整備費 	国：1/3	市町：2/3

ウ 令和 3 年度事業施行地区

事業種別	市町名	R3 補助対象事業費(百万円)
改良住宅等改善事業	尼崎市、西宮市、伊丹市、宝塚市、三田市、姫路市、加西市	718.8

(4) 小規模住宅地区等改良事業（社会資本整備総合交付金交付要綱）

ア 事業概要

不良住宅が集合すること等により生活環境の整備が遅れており、住宅地区改良事業の採択要件に満たない地区において、住環境の整備改善を図るために、市町等が不良住宅の除却、公共施設等の整備及び住宅に困窮する従前居住者を入居させる小規模改良住宅の建設を行う。また、老朽・空き家化した住宅等が存在する地区において、住環境の改善を図るため、空き家等の除却、活用、実態調査を行う。

イ 補助体系

(7) 小規模住宅地区等改良事業

交付対象経費	負担割合（国費率）
・不良住宅の買収除却費 ・地区施設・公共施設の整備費 ・改良住宅用地取得造成費	国：1/2 市町：1/2
・地区施設・公共施設の整備費 ・改良住宅整備費 ・改良住宅用地取得造成費	国：2/3 市町：1/3
・改良住宅（分譲）の共同施設整備費	国：1/3 市町：2/3

(イ) 空き家再生等推進事業

事業内容又は交付対象経費	負担割合（国費率）
<ul style="list-style-type: none"> ・不良住宅の除却費 ・空き住宅、空き建築物の除却費^{※1} <p>※1 除却後の跡地を地域活性化のための計画的利用に供されるものに限る。 ※2 老朽危険空き家除却支援事業（住宅政策課所管）により市町が空き家所有者等に行う補助に対し、県の支援を実施（上限333千円） なお令和4年度からは、空家活用特区内において、旧耐震などの老朽空き家を補助対象に追加</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ [間接補助] 県老朽危険空き家除却支援事業^{※2}を活用する場合 国：1/3 県：1/6^{※2} 市町：1/6 所有者等：1/3 ○ [間接補助] 県の補助を活用しない場合 国：2/5 市町：2/5 所有者等：1/5 ○ [直接補助] 市町所有建物、行政代執行又は格式代執行 国：2/5 市町：3/5
<ul style="list-style-type: none"> ・空き住宅、空き建築物を活用するための改修工事費^{※3} <p>※3 改修後、地域コミュニティ維持・再生の用途に供するもの又は移住者向け住居に供するもので、10年以上活用されるもの</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ [間接補助] 国：1/3 市町：1/3 所有者等：1/3 ○ [直接補助] 市町所有建物等 国：1/2 市町：1/2
<ul style="list-style-type: none"> ・空き家の所有者特定に要する費用 ・空き家の実態把握に要する費用 	<ul style="list-style-type: none"> 国：1/2 市町：1/2

ウ 令和3年度事業実施市町・地区

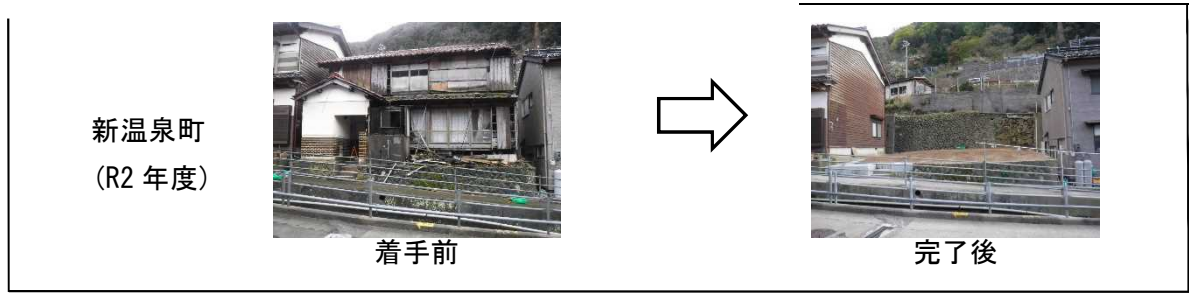
○ 小規模住宅地区等改良事業

市町名	地区名	面積(ha)	事業年度	総事業費(百万円)	R3 補助対象事業費(百万円)	R3 主な事業
南あわじ市	福良備前町	2.2	H21～R10	720.0	3.0	物件調査

○ 空き家再生等推進事業

事業種別	市町名	R3 補助対象事業費(百万円)
除却	尼崎市、西宮市、伊丹市、川西市、明石市、加古川市、西脇市、三木市、加西市、多可町、神河町、相生市、たつの市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町、豊岡市、養父市、朝来市、香美町、新温泉町、丹波篠山市、洲本市、南あわじ市、淡路市	140.5
活用	西宮市、多可町、朝来市	
調査	芦屋市、加古川市、朝来市	

■空き家再生等推進事業の実施事例（除却）



(5) 空き家対策総合支援事業

ア 事業概要

空家特措法に基づき策定した空家等対策計画の実施を図るため、不良住宅、空き家住宅、空き建築物及び特定空家等の除却、空き家の活用、関連事業など、総合的な空き家対策に取り組む市町を支援する。

イ 補助体系

事業内容又は補助対象経費	負担割合（国費率）									
<ul style="list-style-type: none"> 不良住宅の除却費 特定空家等の除却費 空き住宅、空き建築物の除却費※1 <p>※1 除却後の跡地を地域活性化のための計画的利用に供されるものに限る。</p> <p>※2 老朽危険空き家除却支援事業（住宅政策課所管）により市町が空き家所有者等を行う補助に対し、県の支援を実施（上限333千円） なお令和4年度からは、空家活用特区において、旧耐震などの老朽空き家を補助対象に追加</p>	<p>○ [間接補助] 県老朽危険空き家除却支援事業※2を活用する場合</p> <table border="1"> <tr> <td>国：1/3</td> <td>県：1/6※2</td> <td>市町：1/6</td> <td>所有者等：1/3</td> </tr> </table> <p>○ [間接補助] 県の補助を活用しない場合</p> <table border="1"> <tr> <td>国：2/5</td> <td>市町：2/5</td> <td>所有者等：1/5</td> </tr> </table> <p>○ [直接補助] 市町所有建物、行政代執行又は略式代執行</p> <table border="1"> <tr> <td>国：2/5</td> <td>市町：3/5</td> </tr> </table>	国：1/3	県：1/6※2	市町：1/6	所有者等：1/3	国：2/5	市町：2/5	所有者等：1/5	国：2/5	市町：3/5
	国：1/3	県：1/6※2	市町：1/6	所有者等：1/3						
	国：2/5	市町：2/5	所有者等：1/5							
国：2/5	市町：3/5									
<ul style="list-style-type: none"> 空き住宅、空き建築物を活用するための改修工事費※3 <p>※3 改修後、地域コミュニティ維持・再生の用途に供するもの又は移住者向け住居に供するもので、10年以上活用されるもの</p>	<p>○ [間接補助]</p> <table border="1"> <tr> <td>国：1/3</td> <td>市町：1/3</td> <td>所有者等：1/3</td> </tr> </table> <p>○ [直接補助] 市町所有建物等</p> <table border="1"> <tr> <td>国：1/2</td> <td>市町：1/2</td> </tr> </table>	国：1/3	市町：1/3	所有者等：1/3	国：1/2	市町：1/2				
国：1/3	市町：1/3	所有者等：1/3								
国：1/2	市町：1/2									
<ul style="list-style-type: none"> 特定空家等の行政代執行等の措置の円滑化のための法的事務手続等の費用 空き家の所有者特定に要する費用 空き家の実態把握に要する費用 	<table border="1"> <tr> <td>国：1/2</td> <td>市町：1/2</td> </tr> </table>	国：1/2	市町：1/2							
国：1/2	市町：1/2									

ウ 令和3年度事業実施市町・地区

事業種別	市町名	R3 補助対象事業費(百万円)
除却	神戸市、姫路市、丹波市、赤穂市	58.1
活用	神戸市、丹波市	

■空き家対策総合支援事業の実施事例（活用）



(6) 住環境整備事業の実施状況

令和3年12月末現在、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）は、38地区982haにおいて事業完了し、12地区554haにて施行中である。街なみ環境整備事業は、20地区623haにおいて事業完了し、4地区1,065haにて施行中である。また、住宅地区改良事業は、70地区141haにおいて事業完了し、現在施行中の地区はない。小規模住宅地区等改良事業は、57地区118haにおいて事業完了し、1地区2haにて施行中である。

引き続き、住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）については、「防災街区整備方針」*で設定した「防災再開発促進地区」等の密集市街地の解消に取り組んでいく。街なみ環境整備事業では、良好な景観や歴史的風致を有する地区において、事業化に取り組んでいく。また、小規模住宅地区等改良事業は地区の環境改善を図るため、早期の完了を目指すとともに、既設改良住宅等の改善を図る。

※防災街区整備方針・・・都市計画法第7条の2第1項第4号及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項

表-2.4 施行実績等

(令和3年12月末現在)

事業種別	施行済		施行中		計	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
住宅市街地総合整備事業（密集型）	38	982	12	554	50	1,536
街なみ環境整備事業	20	623	4	1,065	24	1,688
住宅地区改良事業	70	141	0	0	70	141
小規模住宅地区改良事業	57	118	1	2	58	120
合計	185	1,864	17	1,621	202	3,485

5 都市再生関連

(1) 都市再生整備計画に基づく事業（都市再生特別措置法 平成14年法律第22号） （都市再生整備計画事業・都市構造再編集中支援事業）

ア 事業概要

地域の歴史・文化・自然環境等の特性を活かした地域の創意工夫によるまちづくりを実現するため、集中的な事業支援を行うことにより、都市の再生を効率的に推進する。

イ 補助体系

事業内容又は交付対象経費	負担割合（国費率）
<ul style="list-style-type: none"> ○基幹事業 <ul style="list-style-type: none"> ・地域交流センター等 ・緑地、広場、駐車場 ・道路、公園、河川、下水道 ○提案事業 <ul style="list-style-type: none"> ・基幹事業と一体で実施する事業（社会実験等） 	

注) ()は、各々の負担割合を示す。

(2) 都市再生整備計画に基づく事業の実施状況

都市再生整備計画に基づく事業は、令和3年12月末現在、125地区21,674haにおいて事業完了し、15地区908haにて施行中である。

引き続き、地域の特性を活かした創意工夫によるまちづくりの実現、都市再生を促す基盤整備、防災性の向上に取り組んでいく。

表-2.5 施行実績等

(令和3年12月末現在)

・都市再生整備計画事業 ・都市構造再編集集中支援事業	施行済		施行中		計	
	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)	地区数	面積(ha)
	125	21,674	15	908	140	22,582

(3) 令和3年度事業施行地区

市町名	地区名	面積(ha)	事業年度	総事業費(百万円)	R3補助対象事業費(百万円)	R3主な事業
芦屋市	JR芦屋駅周辺地区	8.0	R1~R4	3,008	0	—
高砂市	曾根地区	10.0	R1~R5	1,592	202	地域交流センター整備
西脇市	西脇市中心拠点再生地区	52.4	R1~R3	2,727	30	道路整備
姫路市	JR英賀保駅周辺地区	1.8	R3~R7	2,236	110	自由通路整備
	姫路城周辺地区 ^{※1}	249.3	R2~R6	3,897	562	駅前広場無電柱化
	JR網干駅周辺地区 ^{※1}	5.0	R2~R6	788	40	駅前広場整備
	手柄山中央公園周辺地区	23.7	R1~R3	3,216	347	公園整備
	手柄山中央公園周辺地区(その2)	50.7	R2~R7	28,387	1,030	公園整備
たつの市	東鶯崎駅周辺地区	25.0	H29~R3	84	35	地域コミュニティ施設整備
合計	9地区	425.9	—	45,935	2,356	—

(参考)

神戸市	6地区 ^{※2}	482.0
県全体	15地区	907.9

※1 土地区画整理事業含む

※2 神戸市6地区：神戸都心・ウォーターフロント地区(第2期)、神戸桜の宮周辺地区、神戸ハーバーランド地区(第2期) 神戸西神中央地区、神戸垂水地区、神戸・神鉄沿線地区